

## 第2節

## 中国

## 1 全般

中国は長い国境線と海岸線に囲まれた広大な国土に世界最大の人口を擁し、国内に多くの異なる民族、宗教、言語を抱えている。固有の文化、文明を形成してきた中国特有の歴史に対する誇りと19世紀以降の半植民地化の経験は、中国国民の国力強化への強い願いとナショナリズムを生んでいる。

近年、経済分野をはじめ国際社会における中国の存在感は高まっている。安全保障分野においても積極的な姿勢をとっており、国連PKO、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処、各種人道支援・災害救援活動などに貢献している。中国には、国際社会における自らの責任を認識し、国際規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバルな課題に対して、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが引き続き強く期待されている。

中国国内には、人権問題を含む様々な問題が存在している。共産党幹部などの腐敗・汚職の蔓延や、都市部と農村部、沿岸部と内陸部間の経済格差のほか、都市内部における格差、環境汚染などの問題も顕在化している。さらに、最近では経済の成長が鈍化傾向にあるほか、将来的には、人口構成の急速な高齢化に伴う年金などの社会保障制度の問題も予想されており、このような政権運営を不安定化させかねない要因は拡大・多様化の傾向にある。さらに、チベット自治区や新疆ウイグル自治区などの少数民族に対する人権侵害に関する抗議活動や分離・独立を目的とした活動も行われている。新疆ウイグル自治区の人権状況については、国際社会からの関心が高まっている。また、19(平成31・令和元)年には、香港において犯罪者の中国本土などへの引渡しを可能とするための条例改正案などをめぐる大規模な抗議活動が発生しており、一連の抗議活動を念頭においた中央政府及び香港政府による治安維持のための施策に対する民衆の懸念もあいまって、事態の流動化傾向が収束する目処は立っていない。このような

状況のもと、中国は社会の管理を強化しているが、インターネットをはじめとする情報通信分野の発展は、民衆の行動の統制を困難にする側面も指摘されている一方、近年急速に発達する情報通信分野の技術が社会の管理手段として利用される側面も指摘されている。14(平成26)年以降、対外的な脅威以外にも、文化や社会なども安全保障の領域に含めるという「総体的国家安全観」に基づき、中国は、国内防諜体制を強化するための「反スパイ法」(14年11月)、新たな「国家安全法」(15年7月)、国家統制の強化を図る「反テロリズム法」(16年1月)、海外NGOの取り締まりを強化する「域外NGO域内活動管理法」(17年1月)や「国家情報法」(17年6月)などを制定してきている。

「反腐敗」の動きは、<sup>しゅう・きんべい</sup>習近平指導部発足以後、「虎もハエも叩く」という方針のもと大物幹部も下級官僚も対象に推進され、党・軍の最高指導部経験者も含め「腐敗」が厳しく摘発されている。習総書記が「腐敗は我々の党が直面する最大の脅威である」としていることから、「反腐敗」の動きは今後も継続するとみられる。

こうした活動などを通じて、習総書記の中国共産党における権力基盤をより一層強固なものにする姿勢が近年強まっている。例えば、17(平成29)年10月に開催された中国共産党第19回全国



中国建国70周年祝賀軍事パレードで閱兵する習近平主席(19(令和元)年10月)  
【EPA=時事】

代表大会（第19回党大会）において、習総書記の名前を冠した政治理念である「思想」を行動指針として党規約に盛り込むことが決定されたが、現役指導者の名を冠した行動指針が明記されたことは、毛沢東国家主席（当時）以来である。さらに、

18（平成30）年3月に開催された第13期全国人民代表大会第1回会議においては、国家主席などの任期撤廃を含む憲法改正案が採択され、習氏の国家主席としての権力もより強化されているものと考えられる。

## 2 軍事

### 1 全般

中国は、過去30年以上にわたり、透明性を欠いたまま、継続的に高い水準で国防費を増加させ、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心に、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。その際、軍全体の作戦遂行能力を向上させるため、また、全般的な能力において優勢にある敵の戦力発揮を効果的に阻害する非対称的な能力を獲得するため、情報優越を確実に獲得するための作戦遂行能力の強化も重視している。具体的には、敵の通信ネットワークの混乱などを可能とするサイバー領域や、敵のレーダーなどを無効化して戦力発揮を妨げることなどを可能とする電磁波領域における能力を急速に発展させるとともに、敵の宇宙利用を制限することなどを可能とする能力の強化も継続するなど、新たな領域における優勢の確保を重視してきている。このような能力の強化は、いわゆる「A2/AD」能力の強化や、より遠方での作戦遂行能力の構築につながるものである。さらに、軍改革などを通じた軍の近代化により、実戦的な統合作戦遂行能力の向上も重視している。

加えて、技術開発などの様々な分野において軍隊資源と民間資源の双方向での結合を目指す**軍民融合**政策を全面的に推進しつつ、軍事利用が可能な先端技術の開発・獲得にも積極的に取り組んでいる。中国が開発・獲得を目指す先端技術には、将来の戦闘様相を一変させる技術、いわゆるゲーム・チェンジャー技術も含まれる。

また、19（令和元）年7月に公表された国防白書「新時代における中国の国防」においては、世界の軍事動向について「インテリジェント化（智能化）戦争が初めて姿を現している」としており、中国軍による人工知能（AI）の活用などに関する取組が注目される。

作戦遂行能力の強化に加え、中国は、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、東シナ海をはじめとする海空域において、力を背景とした一方的な現状変更を試みるとともに軍事活動を拡大・活発化させている。特に海洋における利害が対立する問題をめぐっては、高圧的とも言える対応を継続させており、その中には不測の事態を招きかねない危険な行為もみられる。加えて、力を背景とした現状変更の既成事実化を着実に進

#### 解説

#### いわゆる「アクセス（接近）阻止／エリア（領域）拒否」（「A2/AD」）能力とは

米国によって示された概念で、アクセス（接近）阻止（A2）能力とは、主に長距離能力により、Anti-Access 敵対者がある作戦領域に入ることを阻止するための能力を指す。また、エリア（領域）拒否（AD）能力とは、より短射程の能力により、Area-Denial 作戦領域内での敵対者の行動の自由を制限するための能力を指す。

#### 解説

#### 軍民融合とは

軍民融合は中国が近年国家戦略として推進する取組であり、緊急事態を念頭に置いた従来の国防動員体制の整備に加え、緊急事態に限られない平素からの民間資源の軍事利用や、軍事技術の民間転用などを推進するものとされている。特に、海洋、宇宙、サイバー、人工知能（AI）といった中国にとっての「新興領域」とされる分野における取組が軍民融合の重点分野とされている。

めるなど、自らの一方的な主張を妥協なく実現しようとする姿勢も示している。

中国軍指導部がわが国固有の領土である尖閣諸島に対する「闘争」の実施、「東シナ海防空識別区」<sup>1</sup>の設定や、海・空軍による「常態的な巡航」などを軍の活動の成果として誇示し、今後とも軍の作戦遂行能力の向上に努める旨強調していることや、近年実際に中国軍が東シナ海や太平洋、日本海といったわが国周辺などでの活動を急速に拡大・活発化させてきたことを踏まえれば、これまでの活動の定例化を企図しているのみならず質・量ともにさらなる活動の拡大・活発化を推進する可能性が高い。こうした中国の軍事動向などは、国防政策や軍事に関する不透明性とあいまって、わが国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。

## 2 国防政策

中国は、国防政策の目標及び軍隊の使命・任務を、中国共産党の指導、中国の特色ある社会主義制度及び中国の社会主義近代化を支えること、国家の主権・統一・安全を守ること、海洋・海外における国家の利益を守り、国家の持続可能な「平和的發展」を支えること、国際的地位にふさわしい、国家の安全保障と発展の利益に応じた強固な国防と強大な軍隊を建設すること、そして中華民族の偉大なる復興という「中国の夢」を実現するために強固な保障を提供することなどであるとしている。なお、中国は、このような自国の国防政策を「防衛的」であるとしている<sup>2</sup>。

中国は国防と軍隊の建設に際し、政治による軍建設、改革による軍強化、科学技術による軍振興、法に基づく軍統治を堅持するとともに、「戦える、勝てる」実戦的能力の追求、軍民融合の一層の重視、機械化・情報化の融合発展の推進、軍事の智能化発展の加速により、「中国の特色ある近代軍事

力の体系」を構築するとの方針を掲げている。これは、世界の軍事発展の動向に対応し、情報化局地戦に勝利するとの軍事戦略に基づいて、軍事力の情報化を主眼としていた方針が深化したものと考えられる。こうした中国の軍事力強化は、台湾問題への対処、具体的には台湾の独立及び外国軍隊による台湾の独立支援を抑止・阻止する能力の向上が最優先の課題として念頭に置かれ、これに加えて近年では、拡大する海外権益の保護などのため、より遠方の海域での作戦遂行能力の向上も課題として念頭に置かれているものと考えられる。

また、中国は、軍事や戦争に関して、物理的手段のみならず、非物理的手段も重視しているとみられ、「三戦」と呼ばれる「輿論戦」<sup>よろん</sup>、「心理戦」及び「法律戦」を軍の政治工作の項目としているほか、軍事闘争を政治、外交、経済、文化、法律などの分野の闘争と密接に呼応させるとの方針も掲げている。

国防と軍隊の建設の今後の目標について、中国は、第19回党大会（17（平成29）年10月）の習総書記の報告や19（令和元）年に公表された国防白書において、①2020年までに機械化を基本的にも実現し、情報化を大きく進展させ、戦略能力を大きく向上させる、②2035年までに国防と軍隊の近代化を基本的にも実現する、③21世紀中葉までに中国軍を世界一流の軍隊に全面的に築き上げるよう努めるとしている。これらは、従来掲げていた「21世紀中葉に国防と軍隊の近代化の目標を基本的にも実現する」という「三段階発展戦略」の第三段階の目標時期を15年前倒ししたものとされているが、この前倒しは、軍近代化に関し、中国自らの想定以上の発展がみられたことを踏まえた決定と考えられる。特に、15（平成27）年12月末以降、中国は実戦的な統合作戦遂行能力の向上を目的とする軍改革に取り組んできており、着実かつ急速な進展がみられる。他方で、中国は、軍近代化の水準と国家の安全保障に必要な水準との間、中国軍と世界の先進的な軍の水準との間に

<sup>1</sup> 中国は13（同25）年11月23日、尖閣諸島をあたかも「中国の領土」であるかのような形で含む「東シナ海防空識別区」を設定した。対象空域を飛行する航空機に対し中国国防部の定める規則を強制し、従わない場合は中国軍による「防衛的緊急措置」をとるとするなど上空飛行の自由の原則を不当に侵害するものである。東シナ海における現状を一方的に変更するような動きに対し、わが国のほか、米国、韓国、オーストラリア及び欧州連合（EU：European Union）も懸念を表明した。

<sup>2</sup> 国防白書「新時代における中国の国防」（19（令和元）年7月）による。

は未だ大きな格差があるとの認識を示している。このような認識のもとで、国力の向上に加え、習総書記の中国共産党における権力基盤の強化や中央軍事委員会<sup>3</sup>主席としての権力のより一層の掌握を背景に、軍近代化の動きは今後さらに加速する可能性がある。

### 3 国防政策や軍事に関する透明性

中国は、従来から、軍事力強化の具体的な将来像を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する意思決定プロセスの透明性も十分確保されていない。また、具体的な装備の保有状況、調達目標及び調達実績、主要な部隊の編成や配置、軍の主要な運用や訓練実績、国防費の内訳などについて十分に明らかにしていない。

また、中国軍の活動について、当局が事実と異なる説明を行う事例や事実を認めない事例も確認されており、中国の軍事に関する意思決定や行動に懸念を生じさせている。例えば、18(平成30)年1月には、中国海軍潜水艦によるわが国尖閣諸島周辺の接続水域内の潜没航行が確認されたが、中国はその事実を認めていない。近年、作戦遂行能力の強化に伴う軍の専門化の進展や任務の多様化など軍を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、共産党指導部と軍との関係が複雑化しているとの見方や、対外政策決定における軍の影響力が変化しているとの見方もあり、こうした状況は危機管理上の課題としても注目される。

中国の軍事に関する意思決定や行動に懸念を生じさせるような説明は、中国が一方的な現状変更とその既成事実化を進める南シナ海に関してもみられる。習国家主席は15(平成27)年9月、米中首脳会談後の会見で、南シナ海で「軍事化を追求する意図はない」と述べていたが、その後16(平成28)年2月、王毅<sup>おうぎ</sup>外交部長は、南シナ海における施設は中国が国際法に基づき「必要な防衛施設」を整備しているものと説明した。さらに、17(平成29)年には、公式メディアにおいて、中国は「必

要な軍事防衛を強化」するために南シナ海の島・岩礁の面積を合理的に拡大したとの主張もみられた。

中国は98(平成10)年以降、ほぼ2年ごとに国防白書を公表してきている。直近では19(令和元)年7月に、約4年ぶりとなる「新時代における中国の国防」と題する国防白書が公表された。なお、13(平成25)年及び15(平成27)年に公表された国防白書は、特定のテーマが記述されたのみで、全体の記述量も減少したが、19(令和元)年に公表された国防白書は、再び中国の国防政策全般を扱う総合型白書として発行された。

中国は、政治面、経済面に加え、軍事面においても国際社会で大きな影響力を有するに至っている。中国に対する懸念を払拭するためにも、中国が国際社会の責任ある国家として、国防政策や軍事に関する透明性を向上させていくこととともに、自らの活動に関して事実即した説明を行い、国際的な規範を共有・遵守することがますます重要になっており、今後、具体的かつ正確な情報開示などを通じて透明性を高めていくことが強く望まれる。

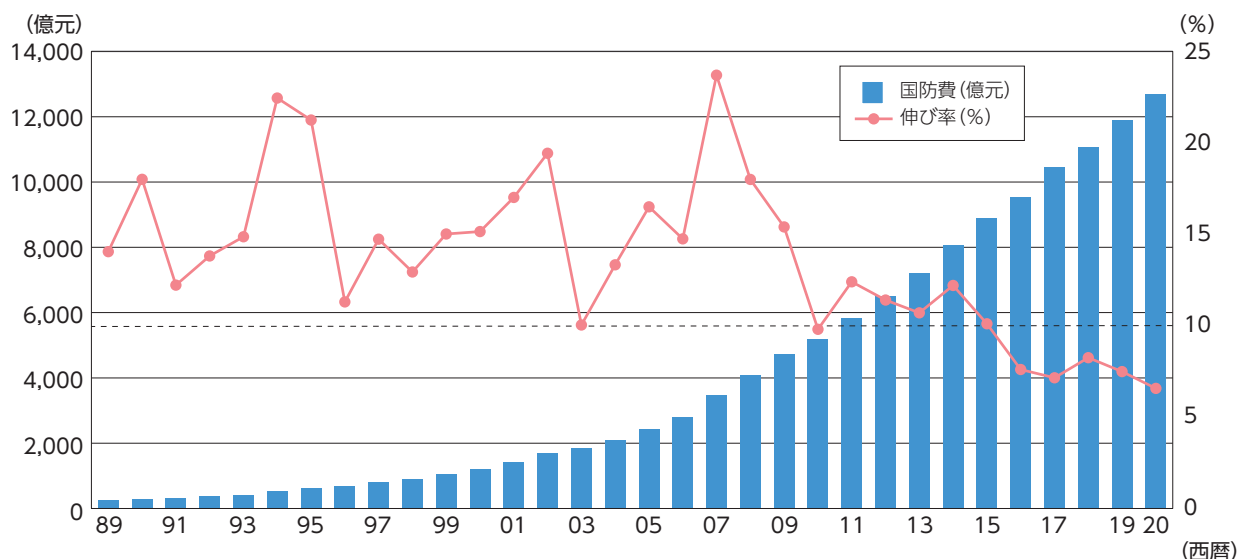
### 4 国防費

中国は、2020年度の国防予算を約1兆2,680億元(1元=16円で機械的に換算すると、日本円で約20兆2,881億円)と発表した<sup>4</sup>。これを前年度の当初予算額と比較すると約6.6%(約781億元)の伸びとなる。中国の公表国防予算は、1989年度から2015年度まではほぼ毎年二桁の伸び率を記録する速いペースで増加してきており、公表国防予算の名目上の規模は、1990年度から30年間で約44倍、2010年度から10年間で約2.4倍となっている。中国は、国防建設を経済建設と並ぶ重要課題と位置づけており、経済の発展に合わせて、国防力の向上のための資源投入を継続してきたと考えられるが、公表国防予算増加率が経済成長率(国内総生産(GDP)増加率)を上回る年も

<sup>3</sup> 中国軍の指導・指揮機関。形式上は中国共産党と国家の二つの中央軍事委員会があるが、党と国家の中央軍事委員会の構成メンバーは基本的には同一であり、いずれも実質的には中国共産党が軍事力を掌握するための機関とみなされている。

<sup>4</sup> 中国の公表国防予算は2007年度に日本の防衛関係費を上回り、2020年度においては日本の約4倍となっている(各年度の為替レートで機械的に換算)。なお、日本の防衛関係費は、約20年間ほぼ横ばいで推移している(30年間では約1.2倍)。

図表 I -2-2-1 中国の公表国防予算の推移



(注) 「国防費」は、「中央一般公共予算支出」(2014年以前は「中央財政支出」と呼ばれたもの)における「国防予算」額。「伸び率」は、対前年度当初予算比。ただし、2002年度の国防費については対前年度増加額・伸び率のみが公表されたため、これらを前年度の執行実績からの増加分として予算額を算出。また、16年度、18年度、19年度及び20年度は「中央一般公共予算支出」の一部である「中央本級支出」における国防予算のみが公表されたため、その数値を「国防費」として使用。

少なくない。中国経済の成長の鈍化が、今後の国防費にどのような影響を及ぼすか注目される。

また、中国が国防費として公表している額は、実際に軍事目的に支出している額の一部にすぎないとみられる。例えば、外国からの装備購入費や研究開発費などは公表国防費に含まれていないとみられ、米国防省の分析によれば、2018年の中国の実際の国防支出は公表国防予算よりも300億ドル以上多いとされる<sup>5</sup>。

国防費の内訳については、過去の国防白書において2007年度、2009年度及び2010～2017年度の公表国防費に限り、人員生活費、訓練維持費及び装備費それぞれの内訳(2007年度及び2009年度の国防費については、さらに現役部隊、予備役部隊及び民兵別)が明らかにされたものの、それ以上の詳細は明らかにされていない。

**Q 参照** 図表 I -2-2-1 (中国の公表国防予算の推移)

## 5 軍事態勢

中国の武装力は、人民解放軍、人民武装警察部隊(武警)と民兵から構成され、中央軍事委員会の指導及び指揮を受けるものとされている。人民

解放軍は、陸・海・空軍、ロケット軍、戦略支援部隊、<sup>れんきん</sup>聯勤保障部隊などからなり、中国共産党が創建、指導する人民軍隊とされている。

なお、武警は主にパトロール、突発事態対処、対テロ、海上における権益擁護・法執行、緊急救援、防衛作戦などに従事するものとされ、民兵は平時においては経済建設などに従事しつつ、有事には戦時後方支援任務を負うものとされる。

### (1) 軍改革

中国は、現在、建国以来最大規模とも評される軍改革に取り組んでいる。15(平成27)年11月、習主席は軍改革の具体的方向性について初めて公式の立場を表明し、軍改革を20(令和2)年までに推進する旨発表した。

16(平成28)年末までに、「首から上」と呼ばれる軍中央レベルの改革は概成したとされる。具体的には、従来の「七大軍区」が廃止され、作戦指揮を主導的に担当する「五大戦区」、すなわち東部、南部、西部、北部及び中部戦区が新編された。また、海軍・空軍指導機構と同格の陸軍指導機構、ロケット軍、戦略支援部隊、聯勤保障部隊も成立した。さらに、中国軍全体の指導機構が、統合参謀

<sup>5</sup> 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(19(令和元)年5月)による。

部、政治工作部、後勤保障部、装備発展部など、中央軍事委員会隷下の15の職能部門へと改編された。17（平成29）年以降、「首から下」と呼ばれる現場レベルでの改革にも本格的に着手しながら、軍改革は着実に進展していると考えられる。例えば、着上陸作戦などを任務とするとされる海軍陸戦隊の編制拡大や、武警の指導・指揮系統の中央軍事委員会への一元化、陸軍集団軍の18個から13個への改編、30万人の軍の人員削減、海警部隊（海警）の武警隷下への編入などが確認された。

これら一連の改革は、統合作戦遂行能力の向上とともに、平素からの軍事力整備や組織管理を含めた軍事態勢の強化を図ることにより、より実戦的な軍の建設を目的としていると考えられる。また、指導機構の改編は、指導機構の分権化による軍中央での腐敗問題への対応が狙いであるとの指摘もある。なお、第19回党大会（17（平成29）年10月）以降の中央軍事委員会の委員には、習主席と関係が深いと指摘される人物が多く登用されている。その上で、習主席の就任以降、上將をはじめとする将官人事は、習主席の信頼の厚い者の昇任が多数行われているとの指摘もある。こうしたことから、中央軍事委員会、ひいては軍に対する習主席の指導力のさらなる強化が図られているものと考えられる。

急速な改革によって軍内部や退役軍人の中で不満が募っているとの見方もある中、軍改革を20（令和2）年までに推進することとされていることを踏まえ、改革の成果が注目される。

## (2) 核戦力及びミサイル戦力

中国は、核戦力及びその運搬手段としてのミサイルについて、1950年代半ば頃から独自の開発努力を続けており、抑止力の確保、通常戦力の補完及び国際社会における発言力の確保を企図しているものとみられている。核戦略に関して、中国は、核攻撃を受けた場合に、相手国の都市などの少数の目標に対して核による報復攻撃を行える能力を維持することにより、自国への核攻撃を抑止するとの戦略をとっているとみられている。その

上で、中国は、核兵器の「無条件の先行（第一）不使用」、非核兵器国及び非核兵器地帯に対しては無条件で核兵器の使用及び使用の威嚇を行わないとする「無条件の消極的安全保証」、自らの核戦力を国家の安全保障に必要となる最低限のレベルに維持するといった核戦略を堅持すると表明しているが、一方で、近年はこうした説明に疑問を呈する指摘もある<sup>6</sup>。

また、90年代以降は通常ミサイル戦力の増強も重視されてきたとみられるが、世界の軍事動向における精密打撃能力の重要性の高まりがその背景として指摘されている。中国は核・ミサイル戦力を今後も引き続き重視していくものと考えられる。

中国は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、中距離弾道ミサイル（IRBM/MRBM）、短距離弾道ミサイル（SRBM）といった各種類・各射程の弾道ミサイルを保有している。これらの弾道ミサイル戦力は、液体燃料推進方式から固体燃料推進方式への更新による残存性及び即応性の向上が行われているほか、射程の延伸、命中精度の向上、終末誘導機動弾頭（MaRV）化や個別目標誘導複数弾頭（MIRV）化などの性能向上が図られているとみられている。

戦略核戦力であるICBMについては、これまでその主力は固定式の液体燃料推進方式のミサイルDF-5であった。近年、中国は、固体燃料推進方式で、発射台付き車両（TEL）に搭載される移動型のDF-31を配備している。また、中国は射程約11,200kmで10個の弾頭を搭載可能と指摘される新型ICBMであるDF-41を開発しており、DF-41は19（令和元）年10月に行われた建国70

### DF-41 大陸間弾道ミサイル

#### 諸元・性能

最大射程：11,200km

#### 概説

19（令和元）年10月の建国70周年軍事パレードで初めて登場した新型大陸間弾道ミサイル。10個の個別目標誘導複数弾頭（MIRV）を搭載可能と指摘されているとともに、高い精度での攻撃が可能とされる。



【Imaginechina/時事通信フォト】

6 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」（19（令和元）年5月）による。

周年を記念する軍事パレードにおいて初めて登場した。SLBMについては、射程約8,000kmとみられている **JL-2** を搭載するためのジン級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN) が運用中とみられ、ジン級SSBNの核抑止パトロールにより、戦略核戦力は大幅に向上するものと考えられる。加えて、中国は射程12,000kmから14,000kmに達するSLBMとも指摘される射程延伸型のJL-3及びそれを搭載するための新型SSBNの開発も行っているとの指摘もある。

中国の保有するミサイル戦力は、米国とロシア間の中距離核戦力 (INF) 全廃条約の枠組みの外に置かれてきており、同条約が規制していた射程500~5,500kmの地上発射型ミサイルをも多数含んでいる。わが国を含むインド太平洋地域を射程に収めるIRBM/MRBMについては、TELに搭載される移動型で固体燃料推進方式のDF-21やDF-26があり、これらは、通常・核両方の弾頭を搭載することが可能とされる。中国はDF-21を基にした命中精度の高い通常弾頭の弾道ミサイルを保有しており、空母などの洋上の艦艇を攻撃するための通常弾頭の対艦弾道ミサイル (ASBM) Anti-Ship Ballistic Missile DF-21D (空母キラーとも呼称される) を配備している。また、グアムを射程に収めるDF-26 (グアム・キラーとも呼称される) は、DF-21Dを基に開発された「第2世代ASBM」とされており、18 (平成30) 年4月、「戦闘序列に正式に加わった」として部隊配備が公表された。さらに、中国は、射程1,500km以上の長射程の対地巡航ミサイルであるCJ-20 (CJ-10) 及びこの巡航ミサイルを搭載可能なH-6爆撃機を保有している。これらは、弾道ミサイル戦力を補完し、わが国を含むインド太平洋地域を射程に収める戦力とみられている。また、19 (令和元) 年10月の建国70周年軍事パレードにおいては、超音速巡航ミサイルとされるCJ-100/DF-100も初めて展示された。これらASBM及び巡航ミサイルの戦力化は、「A2/AD」能力の強化につながるものと考えられる。SRBMについては、固体燃料推進方式のDF-16、DF-15及びDF-11を多数台湾正面に配備しており、わが国固有の領土である尖閣諸島を含む南西諸島の一部もその射程に入っているとみられる。

また、中国は、ミサイル防衛の突破が可能な打撃力を獲得するため、弾道ミサイルに搭載して打ち上げる複数モデルの極超音速滑空兵器の開発を急速に推進しているとみられ、14 (平成26) 年以降飛行試験が行われてきたと報じられている。19 (令和元) 年10月の建国70周年軍事パレードにおいては、極超音速滑空兵器を搭載可能なMRBMとされる **DF-17** が初めて登場した。また、18 (平成30) 年8月には、「ウェーブライダー」と呼ばれる形状の極超音速飛行体の実験を行ったとされる。これらの兵器は、超高速で低高度を飛行し、高い機動性を有することから、ミサイルによる迎撃がより困難とされている。

中国は、ミサイル防衛技術の開発にも力を入れているとみられる。10 (平成22) 年以降、ミッドコース段階におけるミサイル迎撃実験を行ってきっているとされている。また、19 (令和元) 年10月には、ロシアのプーチン大統領が、ロシアが中国の「ミサイル攻撃早期警戒システム」構築を支援している旨述べている。弾道ミサイル防衛技術は衛星破壊用ミサイルへの応用可能性を有することからも、弾道ミサイル防衛を含む中国のミサイル防衛の今後の動向が注目される。

**Q 参照** 図表 I -2-2-2 (中国 (北京) を中心とする弾道ミサイルの射程 (イメージ))

図表 I -2-2-3 (中国の地上発射型弾道ミサイル発射機数の推移)

#### JL-2潜水艦発射弾道ミサイル

##### 諸元・性能

最大射程：8,000km

##### 概説

中国海軍の戦略核戦力とされる潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)。戦略核戦力のさらなる強化のため、射程を延伸したJL-3 SLBM (最大射程12,000~14,000km) の開発が行われているとされる。



【Avalon/時事通信フォト】

#### DF-17中距離弾道ミサイル

##### 諸元・性能

最大射程：1,800~2,500km

##### 概説

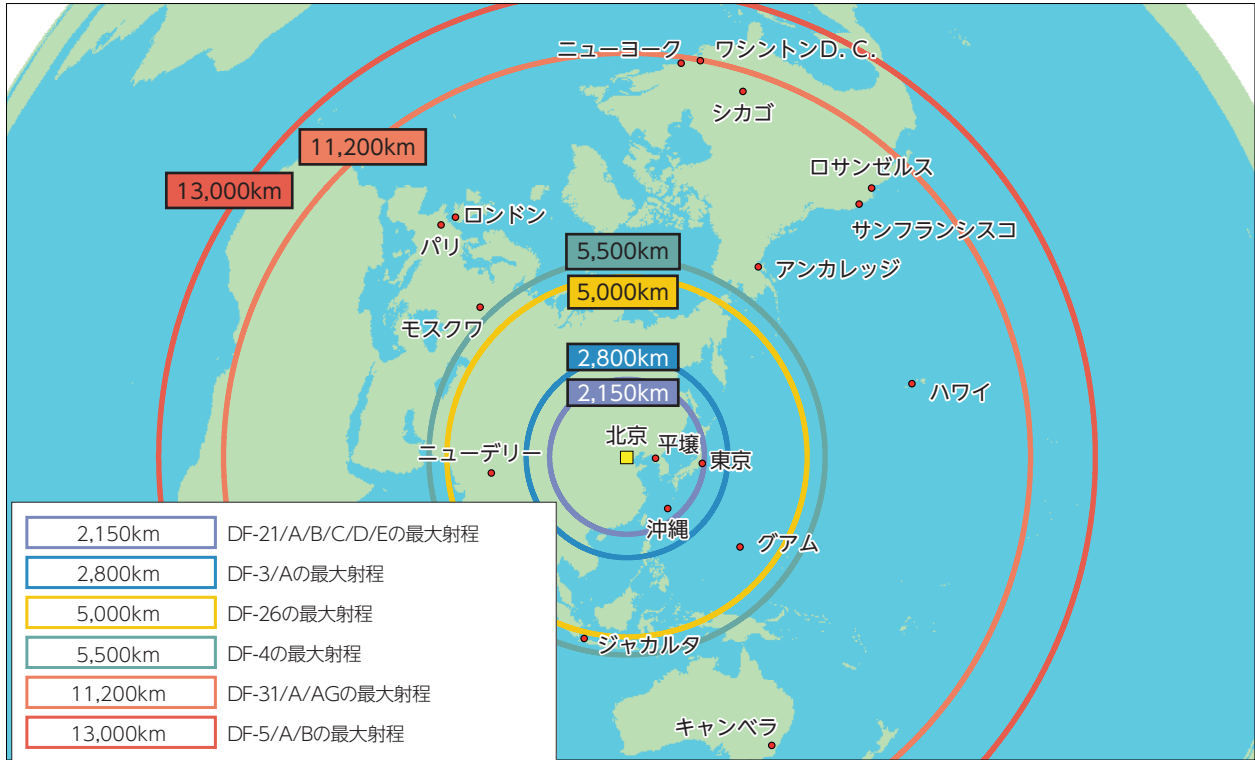
DF-16短距離弾道ミサイルをベースに開発されたと考えられ、極超音速滑空兵器 (HGV)

を搭載可能とされる準中距離弾道ミサイル。19 (令和元) 年10月の建国70周年軍事パレードで初めて登場した。



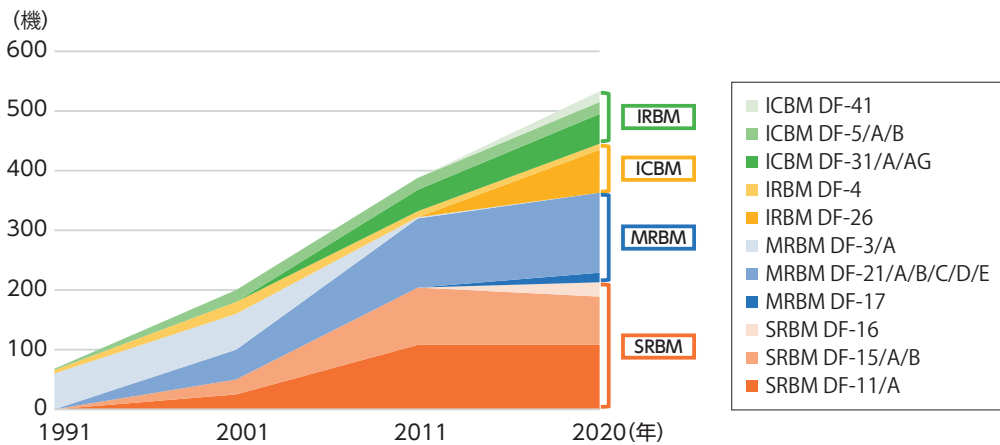
【Avalon/時事通信フォト】

図表 I-2-2-2 中国（北京）を中心とする弾道ミサイルの射程（イメージ）



(注) 上記の図は、便宜上北京を中心に、各ミサイルの到達可能距離を概略のイメージとして示したものと

図表 I-2-2-3 中国の地上発射型弾道ミサイル発射機数の推移



※ 中国の保有する弾道ミサイルの発射機数、ミサイル数、弾頭数などについては、公表されていない。  
 ※ 本資料は、中国の保有する弾道ミサイルの発射機数について、ミリタリーバランス各年版を基に一般的な基準によりICBM、IRBM、MRBM及びSRBMIに分類して示したものと。

(3) 陸上戦力

陸上戦力は、約98万人とインド、北朝鮮に次いで世界第3位である。中国は、部隊の小型化、多機能化、モジュール化を進めながら、作戦遂行能力に重点を置いた軍隊を目指している。具体的には、これまでの地域防御型から全域機動型への転換を図り、歩兵部隊の自動車化、機械化を進めるなど機動力の向上を図っているほか、空挺部隊

(空軍所属)、陸軍・海軍所属の水陸両用部隊、特殊部隊及びヘリコプター部隊の強化を図っているものと考えられる。なお、海軍陸戦隊の増強が継続されており、2020年までに人員3万人以上に増強され、強襲揚陸や南シナ海の拠点防衛などに加え国外での遠征作戦も担うこととなるとの分析もみられる<sup>7</sup>。さらに、統合作戦遂行能力の向上と効率的な運用に向けた指揮システムの構築に努力

7 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(19(令和元)年5月)による。



し、後方支援能力を向上させるための改革にも取り組んでいる。

中国は、「<sup>こえつ</sup>跨越」、「<sup>りじん</sup>火力」及び「<sup>りじん</sup>利刃」といった、複数の区域に跨がる機動演習を毎年実施している。これは、陸軍の長距離機動能力、民兵や公共交通機関の動員を含む後方支援能力など、陸軍部隊を遠隔地に展開するために必要な能力の検証・向上などを目的とするものである。また、14（平成26）年以降は「統合（聯合）行動」で兵種合同・軍種統合演習が実施されている。さらに、実戦的な作戦遂行能力向上のため、対抗訓練が多く取り入れられているとされる。これらの取組により、実戦的な統合作戦遂行能力の向上を企図していると考えられる。

**Q 参照** 図表 I -2-2-4 (中国軍の配置と戦力(イメージ))

#### (4) 海上戦力

海軍海上戦力は、北海、東海及び南海艦隊の3個の艦隊から編成される。海上戦力の近代化は急速に進められており、海軍は、静粛性に優れるとされる国産のユアン級潜水艦や、艦隊防空能力や対艦攻撃能力の高い水上戦闘艦艇の量産を進めている。また20（令和2）年1月には、中国海軍最大規模のレンハイ級駆逐艦の1番艦が就役した。レンハイ級駆逐艦は、最新鋭のルーヤンⅢ級駆逐艦の約2倍に上る数の発射セル（112セル）を有する垂直ミサイル発射システム（VLS）などを搭載しているとされ、当該VLSは長射程の対地巡航ミサイルや超音速で着弾するYJ-18対艦巡航ミサイルを発射可能とされる。大型の揚陸艦や補給艦の



中国建国70周年祝賀軍事パレードで展示された無人潜水艇  
（19（令和元）年10月）【Avalon/時事通信フォト】

増強なども行っており、19（令和元）年9月以降、大型のType-075揚陸艦が順次進水している。また、17（平成29）年9月以降、空母群への補給を任務とすると指摘されるフユ級高速戦闘支援艦（総合補給艦）が就役している。さらに、対地巡航ミサイルを搭載可能な新たな潜水艦の開発に関する指摘もある。

空母に関しては、初の空母「<sup>りょうねい</sup>遼寧」が12（平成24）年9月に就役後、13（平成25）年11月に南シナ海へ、16（平成28）年12月に太平洋へそれぞれ初めて進出したとされる。また、同月には、渤海において、艦載戦闘機による実弾発射を含む実弾演習が、「遼寧」が参加する初の総合的実動演習として実施された。18（平成30）年3月から4月にかけては、南シナ海で海上閱兵式に参加した「遼寧」がその後太平洋に進出し、艦載戦闘機の活動を含む対抗訓練を行ったと発表されている。17（平成29）年4月に進水した中国初の国産空母（中国2隻目の空母）については、19（令和元）年12月、「山東」と命名され南シナ海に面した海南島三亜において就役した。「山東」は「遼寧」の改良型とされるスキージャンプ式の空母であり、搭載航空機数の増加などが指摘されている。さらに、国産空母2隻目を建造中であり、当該空母は固定翼早期警戒機などを運用可能な電磁式カタパルトを装備する可能性があるとの指摘や、将来的な原子力空母の建造計画が存在するとの指摘がある。

また、中国は軍事利用が可能な無人艦艇（USV）  
Unmanned Surface Vehicle  
や無人潜水艇（UUV）  
Unmanned Underwater Vehicle  
の開発・配備も進めているとみられる。こうした装備は、比較的安価でありながら、敵の海上優勢、特に水中における優勢の獲得を効果的に妨害することが可能な非対称戦力とされる。

#### 空母「山東」

##### 諸元・性能

満載排水量：66,000トン  
 速力：30ノット（時速約56km）  
 搭載機：J-15戦闘機36機など

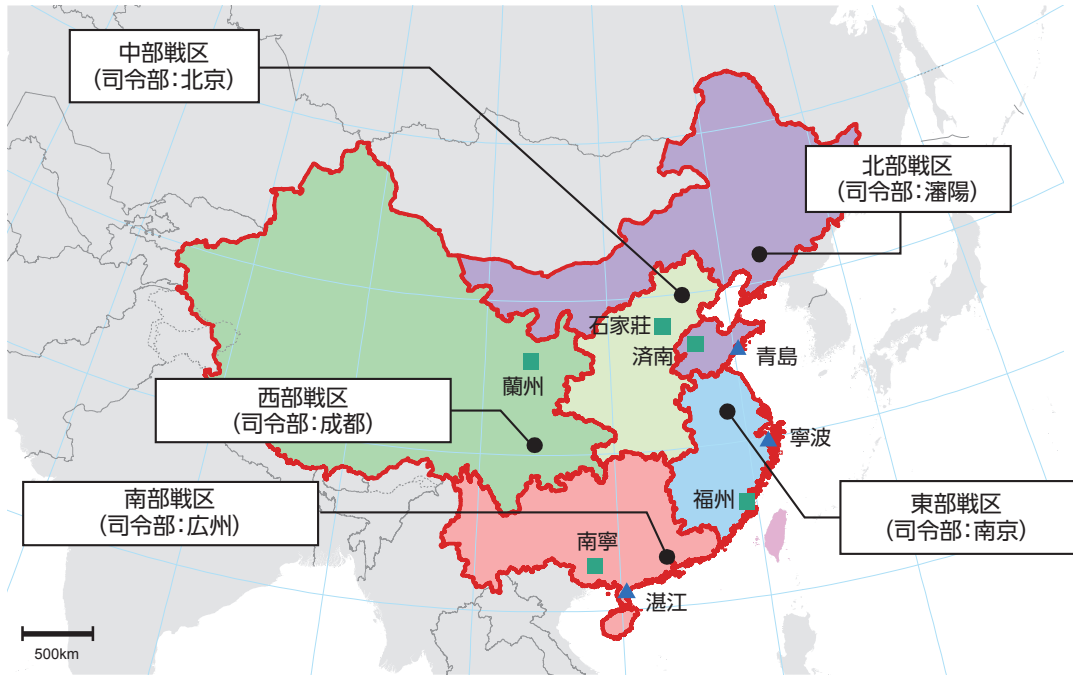
##### 概説

空母「遼寧」を改良したスキージャンプ式の中国初の国産空母。19（令和元）年12月、南シナ海に面する海南省三亜において就役した。



【Avalon/時事通信フォト】

図表 I-2-2-4 中国軍の配置と戦力 (イメージ)



(注1) ●戦区司令部 ■戦区陸軍機関 ▲戦区海軍司令部  
 (注2) 戦区の区割りにについては公式発表がなく、上地図は米国防省報告書や報道等を元に作成

		中国	(参考)台湾
総兵力	陸上兵力	約204万人	約16万人
	戦車等	99/A型、96/A型、 88A/B型など 約6,200両	M-60A、M-48A/Hなど 約700両
海上戦力	艦艇	約750隻 197万トン	約230隻 20万トン
	空母・駆逐艦・フリゲート	約90隻	約30隻
	潜水艦	約70隻	4隻
	海兵隊	約3万人	約1万人
航空戦力	作戦機	約3,020機	約520機
	近代的戦闘機	J-10×468機 Su-27/J-11×349機 Su-30×97機 Su-35×24機 J-15×20機 J-16×60機 J-20×22機 (第4・5世代戦闘機 合計1,080機)	ミラージュ2000×55機 F-16×143機 経国×127機 (第4世代戦闘機 合計325機)
参考	人口	約13億9,700万人	約2,400万人
	兵役	2年	徴兵による入隊は18(平成30)年末までに終了 (ただし、94年以降に生まれた人は4か月の軍事訓練を受ける義務)

(注) 資料は、「ミリタリー・バランス(2020)」などによる。

このような海上戦力強化の状況などから、中国は近海における防御に加え、より遠方の海域における作戦遂行能力を着実に構築していると考えられる。

また、軍以外の武装力の一つである武警は、隸

下に海上法執行機関とされる海警を有しており、海警は北海、東海及び南海分局の3個の機関から編成される。近年、海警に所属する中国公船は大型化・武装化が図られている。中国海警は19(令和元)年末時点において満載排水量1,000トン以



世界最大級とされる「1万トン級海警船」  
【海上保安庁提供】

上の公船を130隻保有<sup>8</sup>しており、世界最大規模の海上法執行機関であるとされるほか、保有公船の中には世界最大級の1万トン級の巡視船が2隻含まれるとみられる。また、海軍艦艇と同水準の能力を有する大型の76mm砲とみられる武器を搭載した公船も確認されている。

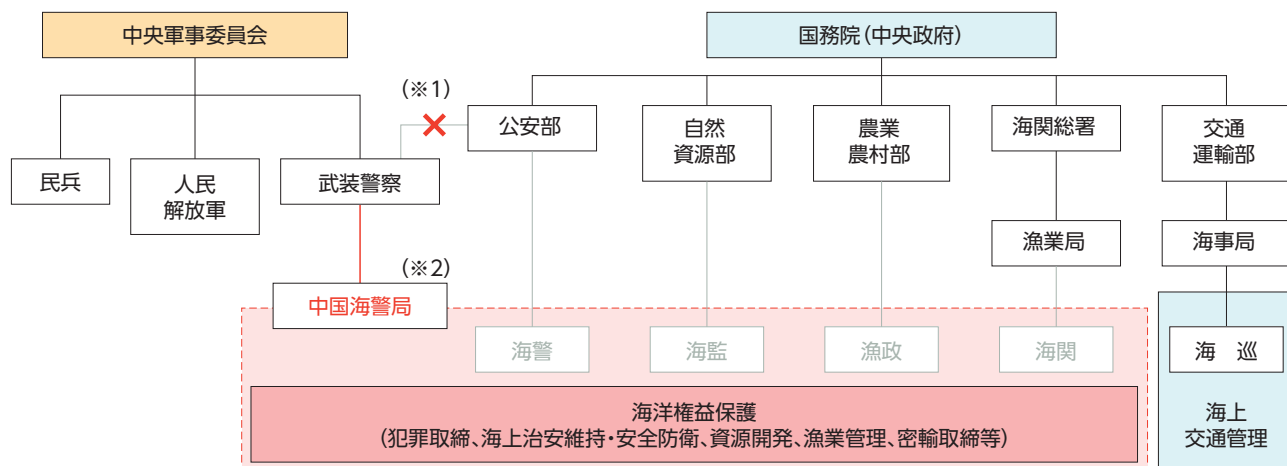
さらに、海警の体制強化も確認されている。中国の海上における監視活動などは、従来、国土資源部国家海洋局「海監」、農業部漁業局「漁政」、海関総署海上密輸取締警察などを統合した「中国海警局」が中国国務院公安部の指導のもとで実施してきた。「中国海警局」は18（平成30）年7月、武警隷下に「武警海警総隊」として移管され、中央軍事委員会による一元的な指導及び指揮を受ける武警のもとで運用されている。移管後、海軍出身

者が海警トップをはじめとする海警部隊の主要ポストに補職されたとされるなど、軍・海警の連携強化は組織・人事面からも窺われる。また、海軍の退役駆逐艦・フリゲートが海警に引き渡されているとされるなど、軍は装備面からも海警を支援しているとみられる。

18（平成30）年1月、習主席は武警への隊旗授与式において、「武警を軍の統合的な作戦体系に組み込む」旨発言した。さらに、軍・海警が共同訓練を行っている旨も指摘されている。海警を含む武警と軍は、こうした連携強化などを通じて統合作戦運用能力を着実に強化する狙いであると考えられる。このような動向を踏まえ、海警と海軍との連携のみならず、海警と海軍以外の軍種との連携の進展などについても状況を注視していく必要がある。

さらに、軍以外の武装力の一つである民兵の中でも、いわゆる海上民兵が中国の海洋権益擁護のための尖兵的役割を果たしているとの指摘がある。海上民兵については、南シナ海での活動などが指摘され、漁民や離島住民などにより組織されているとされているが、その実態は明らかにされていない。なお、09（平成21）年3月、南シナ海の公海上で中国海軍艦艇などが米海軍調査船「インペッカブル」を妨害した際、同船のソナーを取

図表 I -2-2-5 海警の武警への編入



※1 武警部隊の指導・指揮一元化(18(平成30)年1月1日)  
 ※2 海警の武警への編入(18(平成30)年7月1日)  
 (参考)  
 武装警察に編入され、指揮を受ける中国海警局の範囲については、公表されていない赤破線の範囲は、再編(13(平成25)年)前の中国海警局が有していた部隊

8 海上保安庁「海上保安レポート2020」による。

り外そうとした漁船に海上民兵が乗船していたと指摘されているほか、最近では19(令和元)年にベトナムの排他的経済水域内において中国の海洋調査船が活動した際、公船とともに海上民兵船の活動が指摘されている。海上において中国の「軍・警・民の全体的な力を十全に発揮」する必要性が強調されていることも踏まえ、こうした非対称的戦力にも注目する必要がある。

【参考】 図表 I -2-2-5 (海警の武警への編入)

## (5) 航空戦力

航空戦力は、主に海軍航空部隊及び空軍から構成される。第4世代の近代的戦闘機としては、ロシアからSu-27戦闘機、Su-30戦闘機及び最新型の第4世代戦闘機とされるSu-35戦闘機の導入などを行っている。また、国産の近代的戦闘機の開発も進めている。Su-27戦闘機を模倣したとされるJ-11B戦闘機やSu-30戦闘機を模倣したとされるJ-16戦闘機、国産のJ-10戦闘機を量産している。空母「遼寧」にも搭載されているJ-15艦載機は、ロシアのSu-33艦載機を模倣したとされる。さらに、第5世代戦闘機とされる**J-20戦闘機**の作戦部隊への配備を開始したとされており、J-31戦闘機の開発も進めている。なお、J-31戦闘機は、J-15艦載機の後継機の開発ベースとなる可能性も指摘されている。

爆撃機の近代化も継続しており、中国空軍は、核弾頭対応とされる長射程の対地巡航ミサイルを搭載可能とされる**H-6爆撃機**の保有数を増加させている。さらに、爆撃機の長距離運用能力の向上を図っており、空中給油により長距離飛行が可能なH-6N爆撃機の運用を開始したとされるほか、H-20とも呼称される新型の長距離ステルス爆撃機を開発中とされており、こうした爆撃機に搭載可能な核兵器対応の空中発射型弾道ミサイルの開発も指摘されている。また、ステルス戦闘爆撃機の開発も指摘されている。

このほか、H-6U及びIL-78M空中給油機やKJ-500及びKJ-2000早期警戒管制機などの導入により、近代的な航空戦力の運用に必要な能力を向上させる努力も継続している。また、16(平成28)年7月以降、独自開発したY-20大型輸送機

の配備を進めているが、同輸送機は空中給油機などの開発ベースにもなっているとの指摘がなされている。

さらに、偵察などを目的に高高度において長時間滞空可能な機体(HALE)や、ミサイルなどを搭載可能な機体を含む多種多様な無人航空機(UAV)の自国開発も急速に進めており、その一部については配備や積極的な輸出も行っている。実際に、空軍には攻撃を任務とする無人機部隊の創設が指摘されているほか、周辺海空域などで偵察などの目的のためにUAVを頻繁に投入している。なお、19(令和元)年10月の建国70周年軍事パレードにおいては、攻撃型ステルス無人機とされるGJ-11と呼称される機体や高高度高速無人偵察機とされるWZ-8と呼称される機体が初めて展示された。中国国内では低コストの小型UAVを多数使用して運用する「スウォーム(群れ)」技術の



中国建国70周年祝賀軍事パレードで展示されたGJ-11無人機  
(19(令和元)年10月)【Avalon/時事通信フォト】

### J-20 戦闘機

#### 諸元、性能

最大速度：時速3,063km

#### 概説

ステルス性を有する第5世代戦闘機。18(平成30)年2月、作戦部隊へのJ-20の引き渡し【Imaginechina/時事通信フォト】しが開始された旨、中国国防部が発表。



### H-6 爆撃機

#### 諸元、性能

最大速度：時速1,015km  
主要兵装(H-6K)：空対地巡航ミサイル(最大射程1,500km)

#### 概説

国産爆撃機。H-6爆撃機は、核弾頭を搭載できる巡航ミサイル(CJ-20)を搭載することが可能



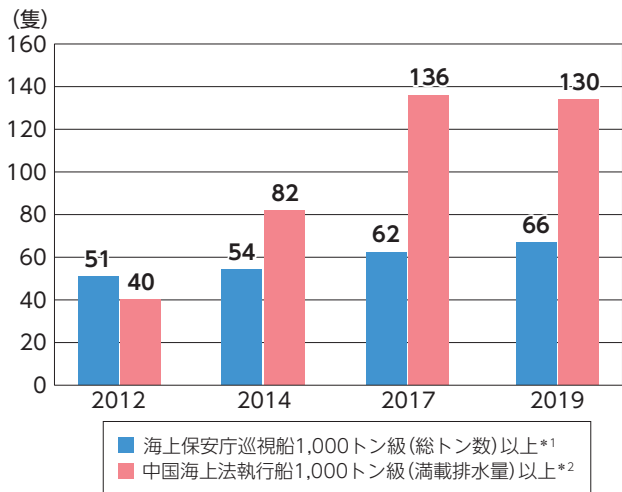
向上も指摘されている。

このような航空戦力の近代化状況などから、中国は、国土の防空能力の向上に加えて、より遠方での戦闘及び陸上・海上戦力の支援が可能な能力

の向上を着実に進めていると考えられる。

**Q 参照** 図表 I -2-2-6 (中国公船の勢力増強)  
図表 I -2-2-7 (中国の主な海上・航空戦力)

図表 I -2-2-6 中国公船の勢力増強

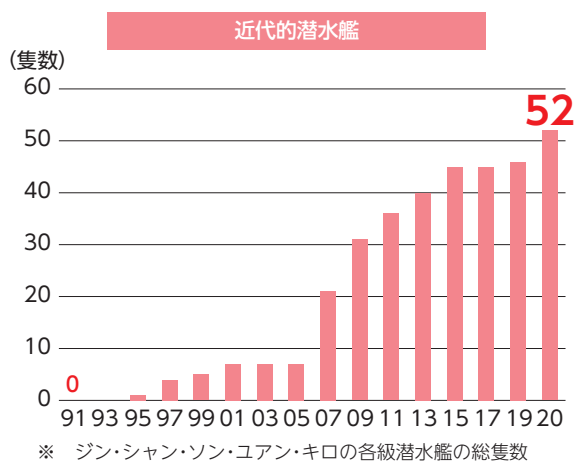


\*1 令和元年度末の隻数  
\*2 令和元年12月末現在の隻数 公開情報を基に推定(今後、変動の可能性あり)  
※ 海上保安庁「海上保安レポート2020」による

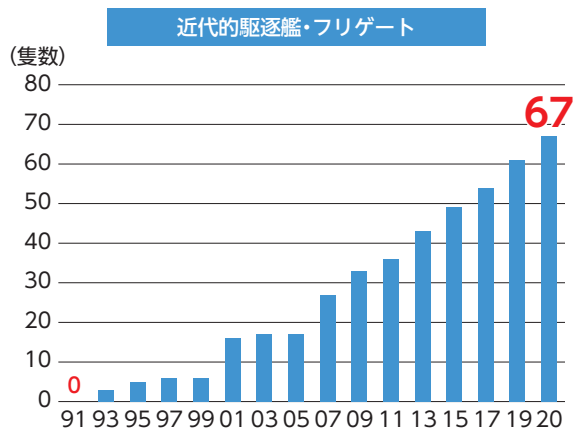
**(6) 宇宙・サイバー・電磁波の領域に関する能力**

軍事分野での情報収集、指揮通信などは、近年、人工衛星やコンピュータ・ネットワークへの依存を高めている。そのような中、中国は、「宇宙空間及びネットワーク空間は各方面の戦略的競争の新たな要害の高地(攻略ポイント)」であると表明し、紛争時に自身の情報システムやネットワークなどを防護する一方、敵の情報システムやネットワークなどを無力化し、情報優勢を獲得することが重要であると認識しているとみられる。実際に、15(平成27)年末に設立された戦略支援部隊は、全軍に対する情報面での支援を目的として宇宙・サイバー・電子戦に関する任務を担当しているとみられる。

図表 I -2-2-7 中国の主な海上・航空戦力

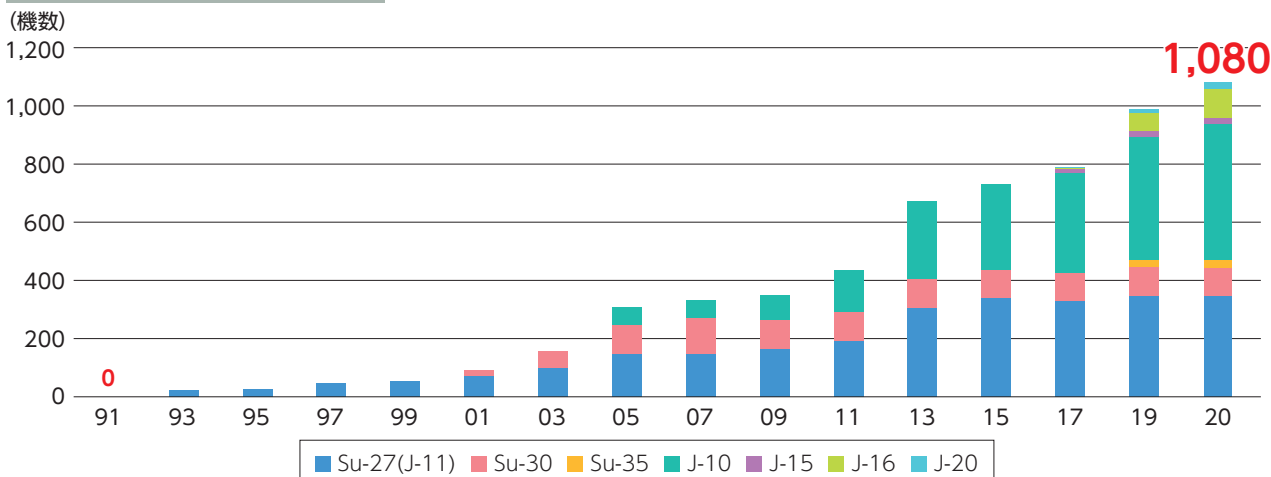


※ ジン・シャン・ソン・ユアン・キロの各級潜水艦の総隻数



※1 ルフ・ルーハイ・ソブレメンマイ・ルーヤン・ルージョウの各級駆逐艦及びジャンウェイ・ジャンカイの各級フリゲートの総隻数  
※2 このほか、中国は42隻(20年)のジャンダオ級小型フリゲートを保有

第4・第5世代戦闘機



宇宙領域について、中国は、16（平成28）年12月に発表した自国の宇宙利用の立場などに関する「中国の宇宙」白書においても軍事利用を否定していない。中国の宇宙利用にかかわる行政組織や国有企業が軍と密接な協力関係にあると指摘されていることなども踏まえれば、中国は宇宙における軍事作戦遂行能力の向上も企図していると考えられる<sup>9</sup>。中国の宇宙プログラムは、世界で最も短期間で発達したとされる。具体的には、近年、軍事目的にも利用しうる人工衛星の数を急速に増加させており、例えば、中国版GPSとも呼ばれ、弾道ミサイルといった誘導機能を有する兵器システムへの利用などが指摘されるグローバル衛星測位システム「北斗」は、18（平成30）年末に全世界での運用が開始され、引き続き能力向上が図られているとされる。さらに、紛争時に敵の宇宙利用を制限・妨害するため、ミサイルやレーザーを用いた対衛星兵器を開発しているほか、キラー衛星などの開発を進めているとも指摘されている<sup>10</sup>。

サイバー領域について中国は、サイバーセキュリティを「中国が直面している深刻な安全保障上の脅威」であるとし、中国軍は「サイバースペース防護能力を構築し、サイバー国境警備を固め、クラッカーを即座に発見して防ぎ止め、情報ネットワークセキュリティを保障し、サイバー主権、情報安全と社会安定を揺るぐことなく守る」と表明している<sup>11</sup>。現在の主要な軍事訓練には、指揮システムの攻撃・防御両面を含むサイバー作戦などの要素が必ず含まれているとの指摘がある。また、敵のネットワークに対するサイバー攻撃は、中国の「A2/AD」能力を強化するものであると考えられる。なお、中国の武装力の一つである民兵の中には、サイバー領域における能力に秀でた「サイバー民兵」も存在すると指摘されている。

さらに電磁波領域について、中国軍は、電子戦環境下での各種対抗訓練を日常的に行っているとの指摘もある。これに加えて、わが国周辺にたび

たび飛来しているY-8電子戦機のみならず、J-15艦載機やJ-16戦闘機、H-6爆撃機の中にも、電子戦ポッドを備え、電子戦能力を有するとみられるものの存在が指摘されている。

## （7）統合作戦遂行能力構築に向けた動き

中国は、近年、前線から後方に至る分野において統合作戦遂行能力を向上させる取組を進めている。中国共産党が最高戦略レベルにおける意思決定を行うための「中央軍事委員会統合作戦指揮センター」は、この一環として設立されたと考えられる。また、16（平成28）年2月に新編された5つの戦区は、常設の統合作戦司令部とされる。さらに、17（平成29）年1月、<sup>えん・よはく</sup>袁誉柏海軍中将が陸軍種以外で初めて戦区司令員に任命されたことから、人事面においても統合に向けた動きが進展していると考えられる。同時に中国は、近年、実戦を強く意識した三軍統合演習など統合作戦遂行能力を向上させるための訓練も実施しているが、こうした動きは、上述の組織改革などによる統合作戦遂行能力向上の取組の実効性を確保することなどを目的としているものと考えられる。なお、19（令和元）年末以降中国で発生した新型コロナウイルス感染症への対応に際しては、軍の統合運用のみならず民間資源の動員が行われているとされており、各戦区及び軍種の支援を得つつ、軍の統合後方支援を専門とする聯勤保障部隊が軍の中核として任務に当たっているほか、民兵や国防動員により徴用された人員も対応しているとされ、総合的な後方支援能力が窺われる事例としても注目される。

習総書記が17（平成29）年10月の第19回党大会において統合作戦遂行能力の向上について述べていることや、「戦える、勝てる」実戦的能力の追求について累次言及していることから、上記の統合に向けた動きは今後とも進展していくと考えられる。

9 米国家情報長官「世界脅威評価書」（19（平成31）年1月）による。

10 米国家情報長官「世界脅威評価書」（19（平成31）年1月）による。

11 国防白書「新時代における中国の国防」（19（令和元）年7月）による。

## 6 海空域における活動

### (1) 全般

近年、中国は、いわゆる第一列島線を越えて第二列島線を含む海域への戦力投射を可能とする能力をはじめ、より遠方の海空域における作戦遂行能力の構築を目指していると考えられる。その一環として、海上・航空戦力による海空域における活動を急速に拡大・活発化させている。特に、わが国周辺海空域においては、訓練や情報収集を行っていると考えられる海軍艦艇や海・空軍機、太平洋やインド洋などの遠方へと進出する海軍艦艇、海洋権益の保護などを名目に活動する中国海警局所属の公船や航空機が多数確認されている。このような活動には、中国公船によるわが国領海への断続的侵入や、領空侵犯のほか、自衛隊艦艇・航空機への火器管制レーダーの照射や戦闘機による自衛隊機・米軍機への異常接近、「東シナ海防空識別区」の設定といった上空における飛行の自由を妨げるような動きを含め、不測の事態を招きかねない危険な行為を伴うものもみられ、強く懸念される状況となっており、また、極めて遺憾である。また、南シナ海においては、軍事拠点化を進めるとともに海空域における活動も拡大・活発化させており、力を背景とした一方的な現状変更の既成事実化を推し進めている。中国には、法の支配の原則に基づき行動し、地域や国際社会においてより協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待される。

### (2) わが国周辺海空域における軍の動向

近年、尖閣諸島に関する独自の主張に基づくとみられる活動をはじめ、中国海上・航空戦力は、尖閣諸島周辺を含むわが国周辺海空域における活動を拡大・活発化させており、行動を一方的にエスカレートさせる事案もみられるなど、強く懸念される状況となっている。空自による中国機に対する緊急発進の回数は、平成28(2016)年度には851回と過去最多を更新し、以降も引き続き高水準にある。また、インド洋などの遠方へと進出

する海軍艦艇によるわが国近海の航行や、太平洋、日本海などへの進出を伴う海上・航空戦力の訓練とみられる活動を継続的に行っている。中国はこのような活動の「常態化」を企図していると考えられるが、「常態化」を通じて活動への警戒感を低減させることを企図しているとの見方がある<sup>12</sup>。その上で、近年その活動内容は質的な向上をみせている。実戦的な統合作戦遂行能力の向上の動きもみられており、わが国周辺海空域における軍の動向については、引き続き重大な関心をもって注視する必要がある。

### ア 東シナ海(尖閣諸島周辺を含む)での活動

東シナ海においては、中国海軍艦艇が継続的かつ活発に活動している。中国側は尖閣諸島に関する独自の立場に言及したうえで、管轄海域における海軍艦艇によるパトロールの実施は正当かつ合法的であるとしており、中国海軍艦艇はわが国尖閣諸島に近い海域で恒常的に活動している。また16(平成28)年6月には、ジャンカイⅠ級フリゲート1隻が海軍戦闘艦艇としては初めて尖閣諸島周辺の接続水域に入域した。18(平成30)年1月には、潜没航行していたシャン級潜水艦及びジャンカイⅡ級フリゲートそれぞれ1隻が同日に尖閣諸島周辺の接続水域内に入域した。潜没潜水艦による同接続水域内の航行は、この時初めて確認・公表された。

さらに、近年、海軍情報収集艦の活動も複数確認されている。15(平成27)年11月、尖閣諸島南方の接続水域の外側の海域でドンディアオ級情報収集艦1隻が往復航行を実施した。また、16(平成28)年6月には、同型情報収集艦1隻が、くちのえらぶしま口永良部島及び屋久島付近のわが国領海内を航行した後、北大東島北方の接続水域内を航行し、その後、尖閣諸島南方の接続水域の外側を東西に往復航行した。中国海軍艦艇による領海内航行は04(平成16)年以来約12年ぶりであった。

中国軍航空戦力も、平素から東シナ海で活発に活動を行っている。その中には、警戒監視や空中警戒待機(CAP)、訓練が含まれていると考えられる。近年、中国軍航空戦力は、沖縄本島をはじめ

12 2009年台湾「国防報告書」による。

めとするわが国南西諸島により近接した空域において活発に活動するようになっている。この活動は、「東シナ海防空識別区」の運用を企図してのものである可能性がある。また、18(平成30)年4月には、偵察用無人機BZK-005と推定される無人機が東シナ海を飛行していることが確認されている。さらに、近年、尖閣諸島に近い空域において中国軍用機による活動も確認されている。

## イ 太平洋への進出

中国海軍の戦闘艦艇部隊によるわが国近海を航行しての太平洋への進出及び帰投は、高い頻度で継続している。進出経路については、沖縄本島・宮古島間の海域のほか、大隅海峡や、与那国島と西表島近傍の仲ノ神島よこあてしまの間の海域、奄美大島と横当島よこあてしまの間の海域、津軽海峡や宗谷海峡を中国海軍艦艇が通過する事例が確認されている。このような活動を通じ、中国はわが国近海の航行を伴う太平洋への進出行動の「常態化」を企図しつつ、外洋へのアクセス能力の向上、ひいては外洋での作戦遂行能力の向上も目指しているものと考えられる。16(平成28)年12月には、複数の艦艇とともに空母「遼寧」が東シナ海を航行し、沖縄本島・宮古島間の海域を通過して初めて太平洋へ進出した。18(平成30)年4月には、「遼寧」及び複数の艦艇がバシー海峡を通過して太平洋に進出し、艦載戦闘機の活動を含む対抗訓練を実施した旨、中国国防部が発表した。その際、警戒監視にあたった海上自衛隊が、初めて太平洋上における推定艦載戦闘機の発着艦を確認している。また、19(令和元)年6月にも「遼寧」は、空母群への補給を任務とすると指摘されるフユ級高速戦闘支援艦などとともに、沖縄本島、宮古島間の海域を通過して太平洋へ進出した。さらに、20(令和2)年4月、沖縄本島と宮古島の海域を通過して太平洋に進出した空母「遼寧」を含む艦隊は、バシー海峡を通過して南シナ海に展開した。その後、同艦隊は再びバシー海峡を通過して太平洋に進出し、同月のうちに沖縄本島と宮古島の海域を通過して東シナ海に向けて航行した。この航行においても、太平洋上における艦載戦闘機の発着艦が確認されてい

る。これらの活動は、空母をはじめとする海上戦力の能力向上や、より遠方への戦力投射能力の向上を示すものとして注目される。04(平成16)年11月に中国原子力潜水艦が先島群島周辺のわが国領海内を潜没航行したことや18(平成30)年1月、シャン級潜水艦が宮古島北東のわが国接続水域内を太平洋方面から東シナ海に向けて潜没航行したことなどからは、潜水艦も太平洋において何らかの活動を行っているものと考えられる。

航空戦力については、13(平成25)年7月に海軍航空部隊のY-8早期警戒機1機が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出したことが初めて確認され、15(平成27)年には空軍の太平洋進出も確認された。17(平成29)年以降、同空域の通過を伴う太平洋進出は一層活発になっており、同空域を通過する軍用機の種類も年々多様化の傾向にある。16(平成28)年までにはH-6K爆撃機やSu-30戦闘機、17(平成29)年7月には初めてY-8電子戦機が確認された。また、ミサイル形状の物体を搭載していた爆撃機も確認されている。こうした爆撃機の飛行に関連して、米国防省は、中国軍が米国及び同盟国を目標とした訓練などを実施しているとみられると指摘している<sup>13</sup>。さらに、飛行形態も変化してきている。沖縄本島・宮古島間を経由し東シナ海から太平洋へ進出した後に再び同じルートで引き返す飛行やバシー海峡方面から太平洋へ進出した後に再び同じルートで引き返す飛行に加え、16(平成28)年11月以降、H-6K爆撃機などによる台湾を周回するような飛行が確認されている。17(平成29)年8月には、H-6K爆撃機が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出した後、紀伊半島沖まで進出する飛行が確認された。このように、太平洋への進出を伴う爆撃機などによる長距離飛行の高い頻度での実施や、飛行経路及び部隊構成の高度化などを通じ、航空戦力は、わが国周辺などでのプレゼンス誇示や、実戦的な作戦遂行能力のさらなる向上を企図しているとみられる。

また、太平洋進出を伴う空対艦攻撃訓練と思われる活動など、海上・航空戦力による遠方におけ

13 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(18(平成30)年8月)による。



る協同作戦遂行能力の向上を企図したと考えられる活動も近年見られている。19（平成31）年4月及び20（令和2）年2月には、中国軍東部戦区が台湾東方海域において統合訓練を行った旨発表した。太平洋における中国の海上・航空戦力による活動は今後一層の拡大・活発化が見込まれる。

### ウ 日本海での活動

日本海での活動については、従来から訓練などの機会に活動していた海上戦力に加え、近年では、航空戦力の活動も活発化している。16（平成28）年8月に中国海軍艦隊による日本海での「対抗訓練」の実施が発表され、その際、対馬海峡を通過して初めて日本海に進出したH-6爆撃機2機を含む計3機が同演習に参加したと考えられる。

17（平成29）年12月には、中国空軍機（H-6K爆撃機）が対馬海峡を通過して初めて日本海へ進出した。その際、中国軍戦闘機（Su-30戦闘機）の日本海進出も初めて確認された。また、18（平成30）年2月にはY-9情報収集機が日本海に進出したが、対馬海峡の西水道（長崎県対馬と朝鮮半島の間の海峡）の通過飛行はこの際に初めて確認されている。

中国海上・航空戦力は、18（平成30）年以降、対馬海峡の通過を伴う日本海での活動を一層活発化させている。日本海における中国軍の活動は、今後とも拡大・活発化すると考えられる。

### (3) 尖閣諸島周辺などにおける公船をはじめとする船舶・航空機の活動

わが国固有の領土である尖閣諸島周辺においては、中国公船がほぼ毎日接続水域において確認され、月におおむね3回の頻度でわが国領海への侵入を繰り返している。わが国の強い抗議にもかかわらず、令和元（2019）年度においても依然として領海侵入が継続しており、20（令和2）年5月には、中国公船が3日連続で尖閣諸島周辺の領海に侵入し、9日から10日にかけては、26時間以上領海侵入を継続した上、日本漁船に接近・追尾するという事案が発生した。

「海監」に所属する中国公船は08（平成20）年12月、わが国領海に侵入し、徘徊・漂泊<sup>はいかい</sup>といった国際法上認められない活動を行った。その後も、



尖閣諸島周辺において領海侵入を繰り返す中国海警局の公船  
【海上保安庁提供】

「海監」及び「漁政」に所属する公船は、徐々に当該領海における活動を活発化させてきた。12（平成24）年9月のわが国政府による尖閣三島（魚釣島、北小島及び南小島）の所有権の取得・保有以降、このような活動は著しく活発化した。また、領海侵入の際の隻数は、16（平成28）年8月までは2～3隻程度であったが、それ以降は4隻で領海侵入することが多くなっている。

近年、中国公船によるわが国領海への侵入を企図した運用態勢の強化は、着実に進んでいると考えられる。具体的には、尖閣諸島近海に派遣される公船は大型化が図られ、14（平成26）年8月以降、わが国領海に侵入してくる公船のうち、少なくとも1隻は3,000トン級以上の公船である。さらに、15（平成27）年2月以降、3,000トン級以上の公船が3隻同時にわが国領海に侵入する事案も確認されている。また、15（平成27）年12月以降、機関砲とみられる武器を搭載した公船がわが国領海に繰り返し侵入するようになっている。

中国公船の運用能力の向上を示す事例も確認されている。19（平成31・令和元）年4月から6月にかけて、中国公船が尖閣諸島周辺の接続水域において64日間連続で確認され、過去最長となった。また、同年一年間に尖閣諸島周辺の接続水域で確認された中国公船の活動については、活動日数が282日、活動公船数が延べ1,097隻となり、いずれも過去最多となった。

さらに、中国が必要に応じ、多数の公船を尖閣諸島周辺海域に同時に投入する能力を有していると考えられる事案も発生した。16（平成28）年8

月上旬、約200～300隻の中国漁船が尖閣諸島周辺の接続水域に進出したが、この際、最大15隻もの中国公船が同時に接続水域内で確認され、さらに、5日間にわたり多数の公船及び漁船が領海侵入を繰り返す事案が発生した。

尖閣諸島周辺のわが国領空及び周辺空域においては、12（平成24）年12月に、国家海洋局所属の固定翼機が中国機として初めて当該領空を侵犯する事案が発生し、その後も14（平成26）年3月までの間、同局所属の航空機の当該領空への接近飛行がたびたび確認された。17（平成29）年5月には、尖閣諸島周辺のわが国領海侵入中の中国公船の上空において小型無人機らしき物体が飛行していることが確認された。このような小型無人機らしき物体の飛行も領空侵犯に当たるものである。

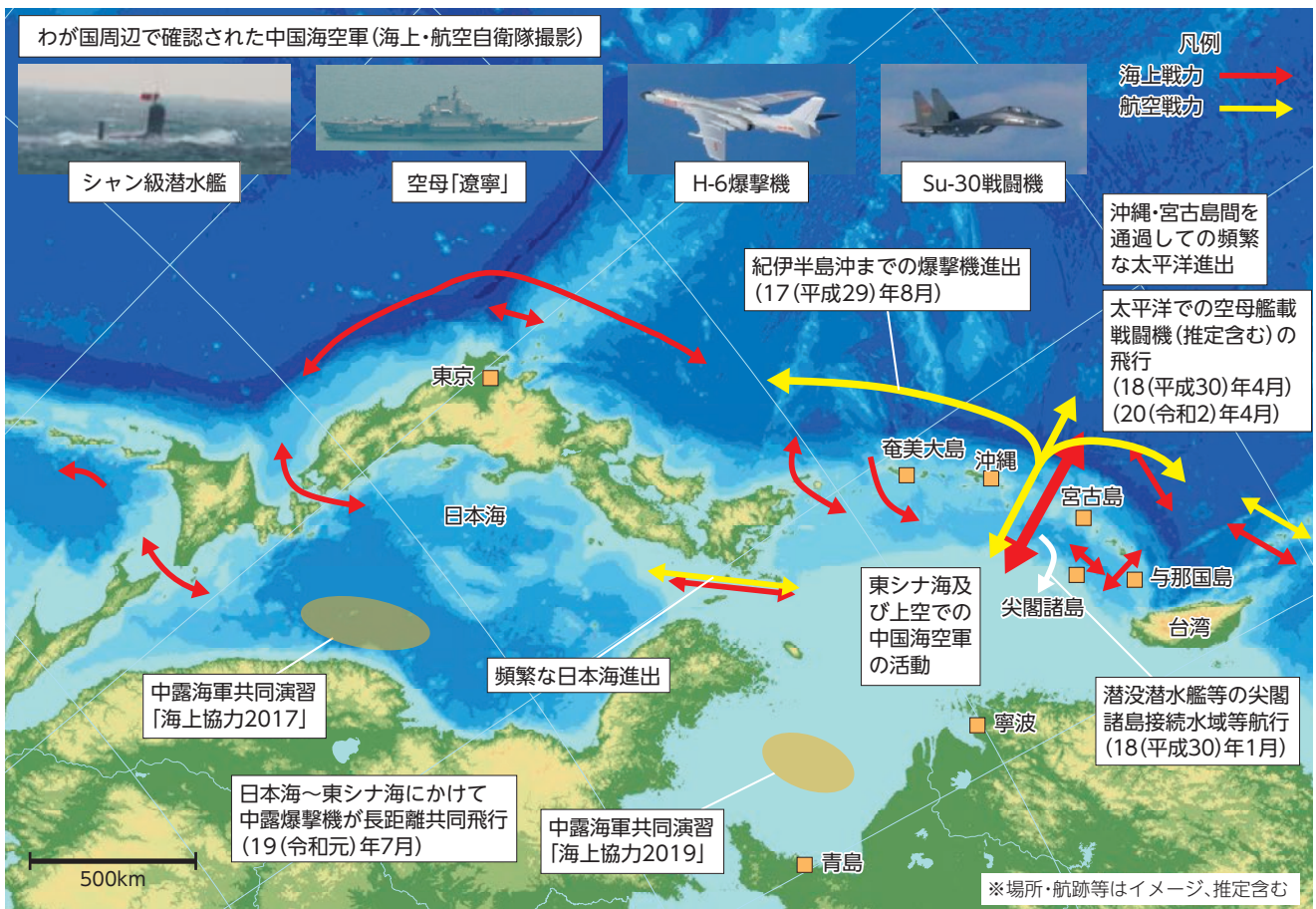
このように中国は、尖閣諸島周辺において力を背景とした一方的な現状変更の試みを執拗に継続しており、強く懸念される状況となっている。事態をエスカレートさせる中国の行動は、わが国と

して全く容認できるものではない。

尖閣諸島周辺以外においては、17（平成29）年7月、中国公船が対馬（長崎県）、沖ノ島（福岡県）及び津軽海峡付近のわが国領海内を航行したことが確認された。同公船は、同年8月、佐多岬から草垣群島（いずれも鹿児島県）にかけてのわが国領海内も航行したことが確認されている。また、19（令和元）年7月、中国公船が龍飛埼及び大間埼（いずれも青森県）付近のわが国領海内を航行したことが確認されている。

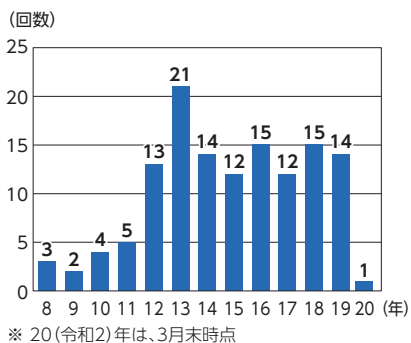
- 【参照】 図表 I -2-2-8（わが国周辺海空域における最近の中国軍の主な活動（イメージ））
- 図表 I -2-2-9（中国戦闘艦艇の南西諸島及び宗谷・津軽海峡周辺での活動公表回数）
- 図表 I -2-2-10（中国軍機の沖縄本島・宮古島間の通過公表回数）
- 図表 I -2-2-11（中国戦闘艦艇の対馬海峡通過公表回数）
- 図表 I -2-2-12（中国軍機の対馬海峡通過公表回数）
- 図表 I -2-2-13（中国機に対する緊急発進回数の推移）
- 図表 I -2-2-14（中国公船の尖閣諸島周辺における活動状況）

図表 I -2-2-8 わが国周辺海空域における最近の中国軍の主な活動（イメージ）



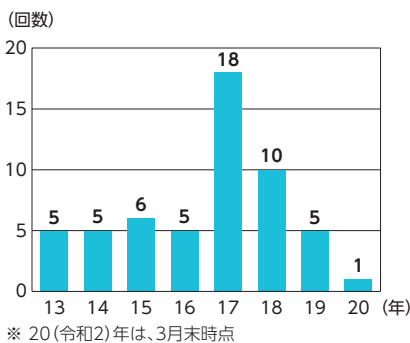
図表 I-2-2-9

中国戦闘艦艇の南西諸島及び宗谷・津軽海峡周辺での活動公表回数



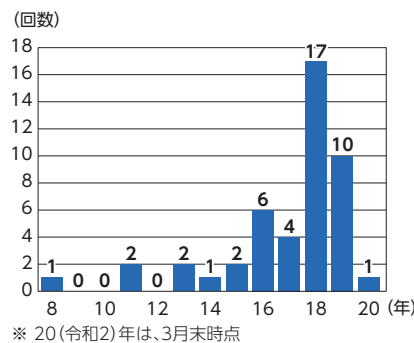
図表 I-2-2-10

中国軍機の沖縄本島・宮古島間の通過公表回数



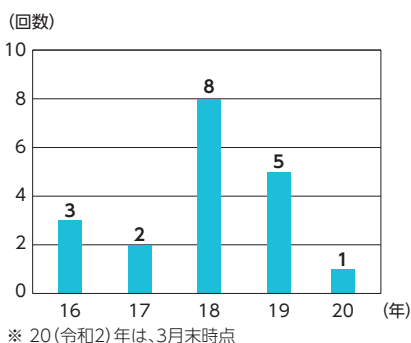
図表 I-2-2-11

中国戦闘艦艇の対馬海峡通過公表回数



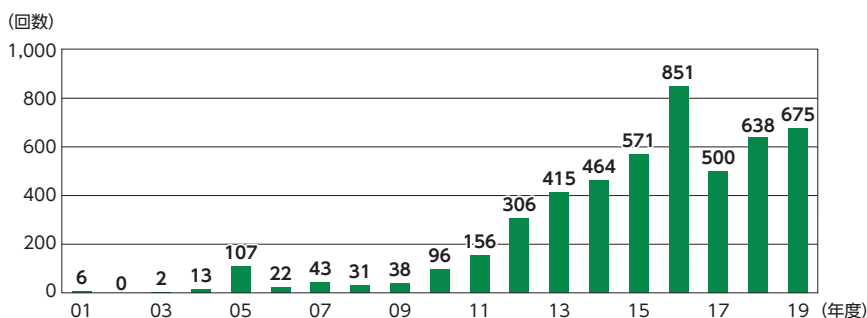
図表 I-2-2-12

中国軍機の対馬海峡通過公表回数



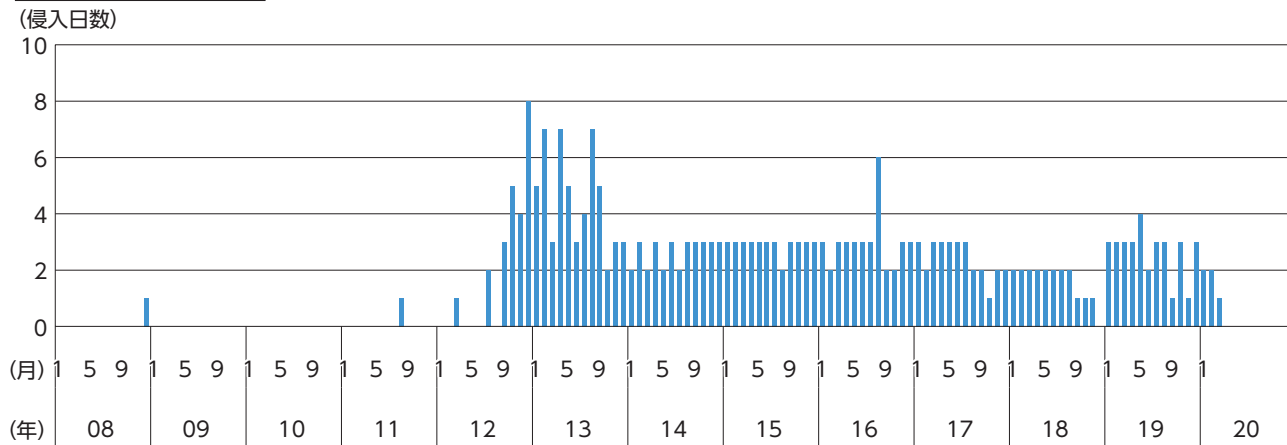
図表 I-2-2-13

中国機に対する緊急発進回数の推移



図表 I-2-2-14 中国公船の尖閣諸島周辺における活動状況

領海侵入日数の推移



接続水域における確認状況

年	確認日数(日)	延べ確認隻数(隻)
2012	79	407
2013	232	819
2014	243	729
2015	240	709
2016	211	752
2017	171	696
2018	158	607
2019	282	1,097
2020	83	289

※ 2012年は9月以降、2020年は3月末時点

#### (4) 南シナ海における動向

中国は、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国などAssociation of Southeast Asian Nationsと領有権について争いのある南沙（スプラトリー）・西沙（パラセル）諸島などを含む南シナ海においても、独自の主張に基づき活動を活発化させている。

中国は14（平成26）年以降、南沙諸島にある7つの地形（ファイアークロス礁・ミスチーフ礁・スピ礁及びクアテロン礁・ガベン礁・ヒューズ礁・ジョンソン南礁）において、大規模かつ急速な埋立てを強行してきた。16（平成28）年7月には比中仲裁判断において、中国が主張する「九段線」の根拠としての「歴史的権利」が否定され、中国の埋立てなどの活動の違法性が認定された。しかし、中国はこの判断に従う意思のないことを明確にしており、砲台といった軍事施設のほか、滑走路や港湾、格納庫、レーダー施設などをはじめとする軍事目的に利用し得る各種インフラ整備を推進しつつ、軍事活動を継続するなど同地形の軍事拠点化を推し進めている。

南沙諸島のうち、ビッグ・スリーとも称されるファイアークロス礁、スピ礁及びミスチーフ礁は、対空砲などを設置可能な砲台やミサイルシェルター、弾薬庫とも指摘される地下貯蔵施設のほか、水上戦闘艦艇の入港が可能とみられる大型港湾や戦闘機、爆撃機などが離発着可能な滑走路が整備された。ファイアークロス礁においては、16（平成28）年4月に南シナ海哨戒任務中の海軍哨戒機が急患輸送を名目に着陸し、スピ礁及びミスチーフ礁においても、同年7月、大型機の離着陸が可能な滑走路において、航空機による試験飛行が強行されている。18（平成30）年1月には、ミスチーフ礁上にY-7輸送機が、同年4月にはスピ礁上にY-8特殊任務機がそれぞれ確認されたと報じられている。また、18（平成30）年4月、対艦巡航ミサイル及び地対空ミサイルが軍事訓練の一環としてファイアークロス礁、スピ礁及びミスチーフ礁に展開したと報じられたほか、レーダー妨害装置がミスチーフ礁上に展開したと報じられている。さらに、20（令和2）年5月には、中

国がY-8哨戒機及びY-9早機警戒機などをファイアークロス礁にローテーション展開させている可能性が報じられている。その他の4つの地形でも、港湾、ヘリパッド、レーダーなどの施設建設の進展に加え、大型対空砲や近接防空システムとみられる装備がすでに配備された可能性が指摘されている。これらの地形が本格的に軍事目的で利用された場合、インド太平洋地域の安全保障環境を大きく変化させる可能性がある。

また、中国は南沙諸島に先がけて、西沙諸島についても軍事拠点化を推し進めてきた。ウッディー島においては、13（平成25）年以降、滑走路を3,000m弱まで延長したとされるほか、15（平成27）年10月や17（平成29）年10月、19（令和元）年6月にはJ-11やJ-10といった戦闘機の展開が、16（平成28）年2月や17（平成29）年1月には、地対空ミサイルとみられる装備の所在が確認されている。18（平成30）年5月に中国国防部が発表した南シナ海でのH-6K爆撃機の離発着訓練は、ウッディー島で実施されたと指摘されている。

また、12（平成24）年4月に中比公船が対峙する事案が発生したスカーボロ礁においても、近年、中国の艦船による測量とみられる活動が確認されたとされているほか、今後、新たな埋立てが行われる可能性も指摘されている<sup>14</sup>。仮に、スカーボロ礁において埋立てが実施されレーダー施設や滑走路などの設置が行われた場合、周辺海域における中国の状況把握能力や戦力投射能力が高まり、ひいては南シナ海全域での作戦遂行能力の向上につながる可能性も指摘されている。こうした点も踏まえ、今後とも状況を注視していく必要がある。

海空域における活動も拡大・活発化している。09（平成21）年3月、13（平成25）年12月及び18（平成30）年9月には、南シナ海を航行していた米海軍艦船に対し中国海軍艦艇などが接近・妨害する事案が発生した。16（平成28）年5月や17（平成29）年2月及び5月には、中国軍の戦闘機が米軍機に対し接近したとされる事案などが発生

14 16（平成28）年3月のリチャードソン米海軍作戦部長の発言による。

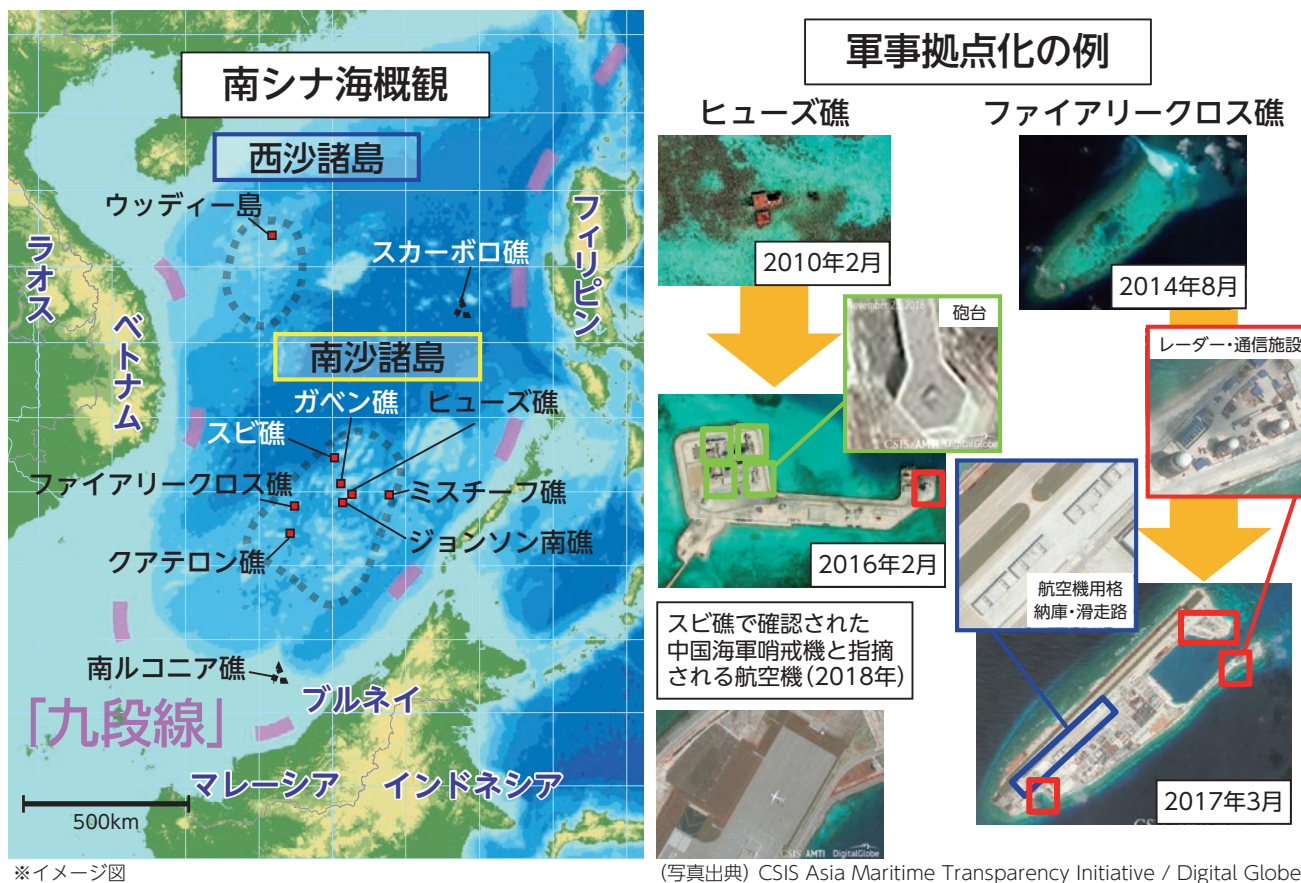
している。比中仲裁判断後の16（平成28）年7月及び8月には、中国空軍のH-6K爆撃機がスカーボロ礁付近の空域において「戦闘パトロール飛行」を実施し、今後このパトロールを「常態化」する旨、中国国防部が発表した。また、H-6爆撃機が16（平成28）年12月に「九段線」に沿って飛行したとの報道もある。同年9月には中露海軍共同演習「海上協力2016」が初めて南シナ海で実施された。18（平成30）年3月下旬から4月にかけては、空母「遼寧」を含む海軍艦艇などによる実動演習及び中国建国後最大規模と評される海上閲兵式が、同海域で実施された。これらに加え、19（令和元）年には対艦弾道ミサイルの発射試験が初めて南シナ海で行われたとされるほか、同年及び20（令和2）年4月には空母「遼寧」がフユ級高速戦闘支援艦などを伴い同海域に展開したとされる。さらに、中国公船が周辺諸国の漁船に対して威嚇射撃を行う事案も生起しているほか、19（令和元）年7月から10月にかけて、ベトナムの排他的経済水域内における同国による石油・天然ガス

開発に対して中国公船が妨害行為を行った際には、中国公船はファイアリークロス礁に寄港して補給を受けたとされる。このように中国は、南シナ海において、軍事をはじめとするプレゼンスの拡大及び継戦能力を含む統合作戦遂行能力の向上を企図しているものと考えられる。

中国による独自の主張に基づく活動は、一方的な現状変更及びその既成事実化を一層推し進める行為であり、わが国として深刻な懸念を有しているほか、米国やG7諸国をはじめとした国際社会からも同様の懸念が示されている。中国は、フィリピンやベトナムなど幾つかのASEAN諸国による地形の不法占拠などを主張しているが、中国の地形開発はその他の国々が行っている活動とは比較にならないほどに大規模かつ急速である<sup>15</sup>。

いずれにせよ、南シナ海をめぐる問題はインド太平洋地域の平和と安定に直結するものであり、南シナ海に主要なシーレーンを抱えるわが国のみならず、国際社会全体の正当な関心事項である。中国を含む各国が緊張を高める一方的な行動を慎

図表 I-2-2-15 中国による南シナ海の軍事拠点化（イメージ）



15 米国防省「アジア太平洋海洋安全保障戦略」(15（平成27）年8月)による。

み、法の支配の原則に基づき行動することが強く求められる。

**Q参照** 図表 I -2-2-15 (中国による南シナ海の軍事拠点化 (イメージ))

## (5) インド洋などのより遠方の海域における動向

中国軍海上戦力は、「遠海防衛」型へとシフトしているとされており、近年、インド洋などのより遠方の海域における作戦遂行能力を着々と向上させている。大型戦闘艦艇や大型補給艦の整備といった装備面における取組のほか、運用面における取組についても進展がみられる。例えば、08 (平成20) 年12月以降、海賊に対処するための国際的な取組に参加するため、中国海軍艦艇がソマリア沖・アデン湾に展開している。19 (令和元) 年12月には、中国海軍はロシア及びイラン海軍と初の3か国共同演習をインド洋北部で実施した。海軍潜水艦の活動もインド洋方面において継続的に確認されるようになってきており、スリランカ・コロンボ、パキスタン・カラチ、マレーシア・コタキナバルへの寄港も報じられている。また、20 (令和2) 年1月にアラビア海北部において実施された中国軍・パキスタン軍の共同演習にも、中国軍は潜水艦を派遣したとされている。

中国軍の活動は、インド洋以外にも拡大している。16 (平成28) 年9月には、中露海軍共同演習「海上協力」が地中海を含む海域で実施された。また、19 (令和元) 年11月には、中国海軍はロシア及び南アフリカ海軍と初の3か国共同演習を喜望



中国・ロシア・南アフリカ海軍共同演習 (19 (令和元) 年11月)  
【Avalon/時事通信フォト】

峰周辺海域で実施した。さらに、宇宙観測支援船を南太平洋に展開させているほか、南太平洋から中南米などにかけて「調和の使命」と呼称する任務のもとで軍病院船を派遣し、医療サービスの提供などを行っている。

このほか、15 (平成27) 年9月、中国軍艦艇5隻がベーリング海の公海上を航行し、アリューシャン列島で米国の領海を航行したとされている。中国は、18 (平成30) 年1月に北極政策に関する白書「中国の北極政策」を発出し、そのなかで、北極海航路の開発を通じて「氷上シルクロード」の建設を進めることとしているなど、北極事業への積極的な関与も打ち出している。科学調査活動や商業活動を足がかりとして、北極海において軍事活動を含むプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されている<sup>16</sup>。

また、中国が遠方の海域における作戦に資する海外における港湾などの活動拠点を確保しようとする動きも顕著になっている。例えば、17 (平成29) 年8月には、アデン湾に面する東アフリカの戦略的要衝であるジブチにおいて、中国軍の活動の後方支援を目的とするとされる「保障基地」の運用が開始され、18 (平成30) 年4月以降、「保障基地」沿岸において大型補給艦の停泊が可能とみられる埠頭が建設されている。また、近年中国は、ユーラシア大陸をはじめとする地域の経済圏創出を主な目的とするとされる「**一帯一路**」構想を推進しているが、中国軍が海賊対処活動による地域の安定化や共同訓練による沿線国のテロ対処能力の向上などを通じ、同構想の後ろ盾としての役割を担っている可能性がある。さらに、同構想には

### 解説 「一帯一路」構想とは

習近平国家主席が提唱した経済圏構想。13 (平成25) 年9月に「シルクロード経済ベルト」構想 (一帯) が、同年10月に「21世紀海上シルクロード」構想 (一路) が提唱され、以降、両構想をあわせて「一帯一路」構想と呼称。

16 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(19 (令和元) 年5月) による。

中国の地域における影響力を拡大するという戦略的意図が含まれているとも考えられる中、同構想が中国軍のインド洋、太平洋などにおける作戦遂行能力のより一層の向上をもたらす可能性がある。例えば、パキスタンやスリランカ、バングラデシュといったインド洋諸国やバヌアツといった太平洋島嶼国での港湾インフラ建設支援は、軍事利用も可能な拠点の確保につながる可能性がある。

## (6) 海空域における活動の目標

中国による海上・航空戦力の整備状況及び活動状況、国防白書における記述、中国の置かれた地理的条件、グローバル化する経済などを考慮すれば、海・空軍などの海空域における近年の活動には、次のような目標があるものと考えられる。

第一に、中国の領土、領海及び領空を防衛するために、可能な限り遠方の海空域で敵の作戦を阻止することである。これは、近年の科学技術の発展により、遠距離からの攻撃の有効性が増していることが背景にある。

第二に、台湾の独立を抑止・阻止するための能力を整備することである。中国は、台湾問題を解決し、中国統一を実現することにはいかなる外国勢力の干渉も受けないとしており、中国が、四方を海に囲まれた台湾への外国からの介入を実力で阻止することを企図すれば、海空域における作戦遂行能力を充実させる必要がある。

第三に、中国が独自に領有権を主張している島嶼しょの周辺海空域において、各種の監視活動や実力行使などにより、当該島嶼に対する他国の支配を弱め、自国の領有権に関する主張を強めることである。また、こうした活動には、中国独自の「法律戦」の発想のもと、一方的な現状変更を既成事実化し、独自の主張を正当化する根拠の一環として用いようとする側面もあると考えられる。

第四に、海洋権益を獲得し、維持及び保護することである。中国は、東シナ海や南シナ海において、石油や天然ガスの採掘及びそのための施設建設や探査を行っているが、13（平成25）年6月以降には、東シナ海の日中中間線の中国側において、既存の4基に加え、新たに12基の海洋プラットフォームの建設作業などを進めていることが確

認されている。また、16（平成28）年6月下旬には、1基のプラットフォーム上に対水上レーダー及び監視カメラの設置が確認されるなど、これらの機材の利用目的も含め、プラットフォームにかかる中国の今後の動向が注目される。中国側が一方的な開発を進めていることに対しては、わが国から繰り返し抗議をすると同時に、作業の中止などを求めている。

第五に、自国の海上輸送路を保護することである。この背景には、中東からの原油の輸送ルートなどの海上輸送路が、中国の経済活動にとって、生命線ともいえるべき重要性を有していることがある。近年の海上・航空戦力の強化を考慮すれば、その能力及ぶ範囲は、中国の近海を越えてより遠方の海域へと拡大していると考えられる。

こうした中国の海空域における近年の活動の目標や近年の動向を踏まえれば、今後とも中国は、東シナ海や太平洋といったわが国近海及び南シナ海、インド洋などにおいて、活動領域をより一層拡大するとともに活動の活発化をさらに進めていくものと考えられる。

一方、近年、中国は、海空域における不測の事態を回避・防止するための取組にも関心を示している。例えば、14（平成26）年4月、中国は、西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）Western Pacific Naval Symposium参加国海軍の艦艇及び航空機が予期せず遭遇した際の行動基準を定めた「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準（CUES）」Code for Unplanned Encounters at Seaにつき、日米などととも一致した。また、18（平成30）年6月、自衛隊と中国軍の艦船・航空機による不測の衝突を回避することなどを目的とする「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」の運用を開始した。

## 7 軍の国際的な活動

中国軍は近年、平和維持、人道支援・災害救援、海賊対処といった非伝統的安全保障分野における任務に対しても積極的な姿勢を示し、海外にも多くの部隊・人員を派遣している。

中国は、国連PKOを一貫して支持するとともに積極的に参加するとしており、中国の国連PKOにおける存在感は高まっている。中国国連

代表部によれば、これまでに国連PKOに延べ4万人あまりの軍人が派遣されている(20(令和2)年2月20日時点)。また、国連によれば、中国は20(令和2)年1月末時点で、国連マリ多面的統合安定化ミッション(MINUSMA)などの国連PKOに国連安全保障理事会の常任理事国中最多である計2,544人の部隊要員、文民警察要員及び軍事監視要員を派遣しているほか、予算の分担率も大幅に増加している。なお、国連PKO予算における中国の分担率をみると、16(平成28)年以降、米国に次ぐ第2位となっている。

さらに、中国は、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動や、人道支援・災害救援活動にも積極的に参加している。また、リビア情勢の悪化を受け、中国は11(平成23)年、初めて軍による在留中国人の退避活動を行った。

中国のこうした姿勢の背景には、中国の国益が国境を越えて拡大していることに伴い、国外において国益の保護及び増進を図る必要性が高まっていること、オペレーションを通じて部隊の長距離展開を含む対応能力を検証すること、自国の地位向上を目的に国際社会に対する責任を果たす意思を示すこと、軍の平和的・人道的なイメージを普及させること、アフリカ諸国をはじめとするPKO実施地域との関係強化を図ることなどがあると指摘されている。

## 8 教育・訓練などの状況

中国軍は、近年、「戦える、勝てる」軍隊を建設するとの方針のもと、作戦遂行能力の強化を図ることなどを目的として実戦的な訓練を推進しており、戦区主導の統合演習、対抗演習、上陸演習、区域をまたいだ演習、遠方における演習などを含む大規模演習、さらには夜間演習、諸外国との共同演習なども行っている。18(平成30)年1月から施行された新たな「軍事訓練条例」においても、実戦化訓練の確実な実施を原則とする旨言及されているほか、ネットワーク情報システムに基づいた統合作戦や全域作戦などの遂行についても言及されている。また、19(平成31)年3月から施行された「軍事訓練監察条例(試行)」は、実戦の要

求に沿わない訓練を修正する手順や、軍事訓練における悪習・規律違反を特定する基準などについて定めた制度であり、このような制度の整備は中国にとって初めての試みであるとされる。

中国軍は、教育面でも、統合作戦遂行能力を有する軍人の育成を目指している。03(平成15)年から、統合作戦・情報化作戦に対応した軍の指揮や建設などを担う高い能力を持つ人材育成のための人材戦略プロジェクトが推進されている。17(平成29)年には、統合作戦指揮人材を養成するための訓練が中国国防大学で開始されたと伝えられている。

中国は、14(平成26)年の第18期四中全会で「法治」の推進を示し、軍においても習主席が「法に基づく軍の管理」に言及するなど「法治」の貫徹が進められていると考えられる。また、軍における最高意思決定機関である第19期中央軍事委員会の委員として、苗華政治工作部主任に加えて張升民中央軍事委員会規律検査委員会書記が選出されたことや、20(令和2)年1月に「軍事監察工作条例(試行)」が制定されたことは、この一環と考えられる。

また、中国は、戦争などの非常事態において民間資源を有効に活用するため、国防動員体制の整備を進めている。10(平成22)年には基本法となる「国防動員法」を、16(平成28)年には交通分野のための「国防交通法」を制定した。さらに、現在推進されている軍民融合政策では、非常事態に限らない平素からの民間資源の軍事活用も念頭に置かれているものと考えられる。こうした取組には、民間船舶による軍用装備の輸送活動などが含まれる。こうした取組は中国の軍事任務に投入可能な戦力を総体的に増強するものであり、今後とも積極的に推進されるとみられることから、中国軍の作戦遂行能力への影響を注視する必要がある。

## 9 国防産業部門の状況

中国の主な国防産業については、国务院機構である工業・情報化部の国防科学技術工業局の隷下に、核兵器、ミサイル・ロケット、航空機、艦艇、



情報システムなどの装備を開発、生産する12個の集团公司により構成されてきた。中国の国防産業による武器売却額は、17（平成29）年において米国に次ぐ世界第2位であると指摘されている<sup>17</sup>。19（令和元）年には中国船舶工業集团公司と中国船舶重工業集团公司が合併し、現在は合併後の中国船舶集团公司を含む計11社で構成されている。

中国は自国で生産できない高性能の装備や部品をロシアなど外国から輸入しているが、軍近代化のため装備の国産化をはじめとする国防産業部門の強化を重視していると考えられる。自国での研究開発に加えて対外直接投資などによる技術獲得に意欲的に取り組んでいるほか、機密情報の窃取といった不法手段による取得も指摘されている<sup>18</sup>。国防産業部門の動向は軍の近代化に直結す

ることから、重大な関心をもって注視する必要がある。

中国の軍民融合政策は技術分野において顕著であり、中国は、軍用技術を国民経済建設に役立てつつ、民生技術を国防建設に吸収するという双方向の技術交流を促すとともに、軍民両用の分野を通じて外国の技術を吸収することにも関心を有しているとみられる。技術分野における軍民融合は、特に、海洋、宇宙、サイバー、人工知能（AI）といった中国にとっての「新興領域」とされる分野における取組を重視しているとされる。

その上で、近年は、生産段階から徴用を念頭に置いた民生品の標準化が軍民融合政策の一環として推進されているとされる。こうした取組により、軍による一層効果的な民間資源の徴用が可能となることなどが見込まれる。

### 3 対外関係など

#### 1 全般

中国は、特に海洋において利害が対立する問題をめぐり、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした現状変更の試みやその既成事実化など高圧的とも言える対応を推し進めつつ、自らの一方的主張を妥協なく実現しようとする姿勢を継続的に示している。また、国家戦略として「一帯一路」構想を推進しているが、近年一部の「一帯一路」構想の協力国において、財政状況の悪化などからプロジェクト見直しの動きもみられている。さらに、安全保障や金融を含む分野における中国主導の多国間メカニズムの構築など、独自の国際秩序形成への動きや、他国の政治家の取り込みなどを通じて他国の政策決定に影響力を及ぼそうとする動きなども指摘されている<sup>19</sup>。

同時に、中国は、持続的な経済発展を維持し、総合国力を向上させるためには、平和で安定した

国際環境が必要であるとの認識に基づき、「人類運命共同体」の構築を提唱しつつ、「相互尊重、公平正義、協力、ウィン・ウィンの新型国際関係」の建設推進について言及している。軍事面においては、諸外国との間で軍事交流を積極的に展開している。近年では、米国やロシアをはじめとする大国や東南アジアを含む周辺諸国に加えて、アフリカや中南米諸国などとの軍事交流も活発に行っている。中国が軍事交流を推進する目的としては、関係強化を通じて中国に対する懸念の払拭に努めつつ、自国に有利な安全保障環境の構築や国際社会における影響力の強化、海外兵器市場の開拓、資源の安定的な確保や海外拠点の確保などがあるものと考えられる。

#### 2 台湾との関係

**Q 参照** 本節4項1（中国との関係）

<sup>17</sup> ストックホルム国際平和研究所（SIPRI：Stockholm International Peace Research Institute）Insights on Peace and Security, No. 2020/2（January 2020）による。

<sup>18</sup> 米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」（19（令和元）年5月）による。

<sup>19</sup> 17（平成29）年12月のターンブル豪首相（当時）発言による。

### 3 米国との関係

米中間には、貿易問題、南シナ海をめぐる問題、台湾問題、香港問題、ウイグル・チベットをめぐる中国の人権問題など、種々の懸案が存在している。中国は、米中関係は世界で最も重要な二国間関係の一つとしており、安定的な米中関係が経済建設など自国の発展を図るうえで必須であると認識しているとみられる。このため、中国は、相互尊重及び「ウィン・ウィン」の協力などに基づく米中関係をさらに発展させていくとしてきている。しかし同時に、中国は自国の「核心的利益と重大な関心事」については妥協しない姿勢を示していることに留意する必要がある。最近では、米中両国において相互に牽制する動きが見られることに強い関心が集まっている。

米国は、トランプ政権発足後、北朝鮮問題などにおける米中間の協力の必要性にたびたび言及する一方、国際貿易や海洋安全保障などの国際的課題について、国際ルール・規範を遵守するよう中国に求めてきた。そのような状況のなかトランプ政権は、中国による長年の不公平な貿易慣行を理由に、18（平成30）年6月以降、段階的な輸入関税引上げなどを通じて中国に対する厳しい対応を行ってきた。これに対し、中国側も、対抗措置として段階的な輸入関税の引上げなどを図ってきたが、米中両国は20（令和2）年1月、中国による対米輸入拡大を柱とする第一段階の合意に至り、同年2月14日に発効した。さらに同日、両国は関税の一部引き下げも行った。このほか米国は、補助金などによる中国のハイテク産業振興政策「中国製造2025」を、米国その他の国の経済を不当に害する不公正な経済慣行であると、非難を表明してきている。

米国は、中国を含む修正主義勢力による長期的な戦略的競争の再出現を米国の繁栄及び安全保障に対する中心的な課題であるとしたうえで、中国が軍近代化などを通じ、近い将来に向け、インド太平洋における地域覇権を追求しているとの認識を示している<sup>20</sup>。さらに、19（平成31）年1月に米

国防省が発表したミサイル防衛見直し（MDR）<sup>Missile Defense Review</sup>においては、中国などのミサイル戦力が米国や同盟国の軍に対する脅威となっているという認識も示されている。このような米国の認識に対し、中国は強い反発を示している。

また、米国は日米安全保障条約が尖閣諸島に適用される旨繰り返し表明しており、17（平成29）年2月、トランプ政権となって初の日米首脳会谈の共同声明においては、尖閣諸島への同条約5条の適用に明示的に言及する形で、日米首脳間の文書として初めて確認した。これらに対し中国は、強く反発している。また、南シナ海をめぐる問題について、米国は、海上交通路の航行の自由の阻害、米軍の活動に対する制約、地域全体の安全保障環境の悪化などの観点から懸念を有しており、中国に対し国際的な規範の遵守を求めるとともに、中国の一方的かつ高圧的な行動を累次にわたり批判している。また、中国などによる行き過ぎた海洋権益の主張に対抗するため、南シナ海などにおいて「航行の自由作戦」を実施しているほか、南シナ海の非軍事化を求めている。

このような相違点を抱えつつも、米中両国は、軍事交流を比較的安定的に継続してきたとみられる。例えば、米国防省が台湾への武器売却を議会に通知した際の対応にみられるように、近年中国は従来に比して抑制的な対応をとっているとみられる。08（平成20）年4月には両国の国防当局間にホットラインが開設され、14（平成26）年11月及び15（平成27）年9月には米中間で意図せぬ衝突のリスクを低減することを目的とした信頼醸成措置についての合意が発表されている。また、米軍の演習へのオブザーバーの派遣、海軍艦艇の相互訪問の機会における共同訓練が行われているほか、13（平成25）年11月以降、年に一度のペースで米中両軍による人道支援・災害救助演習が実施されている。トランプ政権発足以降は、両国ともに二国間軍事交流の重要性にたびたび言及しており、「外交・安全保障対話」や「米中統合参謀部対話メカニズム」といった新たな対話枠組みの立ち上げが相次いだ。

<sup>20</sup> 米国「国家防衛戦略」（18（平成30）年1月）による。

しかし、近年比較的安定して推移してきた軍事交流について、変化を窺わせる動きも確認されている。18（平成30）年9月に予定されていた米中統合参謀部対話メカニズムの第2回対話については、延期が報じられた。さらに米国においては、南シナ海の非軍事化などが達成されるまで環太平洋合同演習（リムパック）への中国の招待を禁じる条項を含む19会計年度国防授權法が成立したほか、19（平成31）年4月に中国が開催した国際観艦式への艦艇の派遣を見送った。

米国は中国との関係改善を望みつつも、米国の安全保障のために妥協しない姿勢を示している。米中関係の動向については、引き続き重大な関心を持って注視する必要がある。

なお、米国は中国を含む形でミサイル戦力を管理する枠組みの必要性にも言及しているが、中国はこれに応じる姿勢を見せていない。

#### 4 ロシアとの関係

1989（平成元）年にいわゆる中ソ対立に終止符が打たれて以来、中露双方は継続して両国関係重視の姿勢を見せている。90年代半ばに両国間で「戦略的パートナーシップ」を確立して以来、同パートナーシップの深化が強調されており、01（平成13）年には、中露善隣友好協力条約が締結された。04（平成16）年には、長年の懸案であった中露国境画定問題も解決されるに至った。両国は、世界の多極化と国際新秩序の構築を推進するとの認識を共有し、関係を一層深めている。

軍事面では、中国は90年代以降、ロシアから戦闘機や駆逐艦、潜水艦など近代的な武器を購入しており、中国にとってロシアは最大の武器供給国である<sup>21</sup>。近年、中露間の武器取引額は一時期に比べ低い水準で推移しているものの、中国は引き続きロシアが保有する先進装備の輸入や共同開発に強い関心を示しているとみられる。例えば、中国はロシアから最新型の第4世代戦闘機とされるSu-35戦闘機やS-400対空ミサイルシステムを導入している。なお、ロシアがS-400対空ミサイル

システムを輸出したのは、中国が初めてであるとされる。その上でロシアは、中国によるリバースエンジニアリングへの警戒により、また、陸上で国境を接する中国に対して自国に脅威が及ぶような特定の高性能武器は供与しないといった方針により、対中輸出兵器の性能を差別化している例もあるとの指摘がある。また、中国の技術力向上により、武器輸出における中国との競合を懸念しつつあるとの指摘もある。

中露間の軍事交流としては、定期的な軍高官などの往来に加え、共同訓練などを実施している。例えば中国軍は、18（平成30）年にはロシア軍による演習として冷戦後最大規模とされる「ヴォストーク2018」演習に、19（令和元）年には「ツェントル2019」演習に参加した。また、中露両国は、海軍による大規模な共同演習「海上協力」を、12（平成24）年以降実施しており、16（平成28）年には初めて南シナ海で、17（平成29）年には初めてバルト海及びオホーツク海で実施した。16（平成28）年及び17（平成29）年には、共同ミサイル防衛コンピュータ演習「航空宇宙安全」も実施した。また、中国は、中露二国間もしくは中露を含む上海協力機構（SCO。01（平成13）年6月に設立。）Shanghai Cooperation Organization加盟国間で、対テロ合同演習「平和の使命」を実施している。中国としては、これらの交流を通じて、ロシア製兵器の運用方法や実戦経験を有するロシア軍の作戦教義などを学習することも見込んでいるものと考えられる。

こうした動向に加え、最近、中露関係の深化が窺われる動きも確認されている。19（令和元）年7月には「初の共同空中戦略巡航」と称して、中露両国は日本海で合流した爆撃機を東シナ海に向けて飛行させた。また、同年9月には、両国間で新たな軍事及び軍事技術協力に関する一連の文書への署名が行われている<sup>22</sup>。

#### 5 北朝鮮との関係

中国は、1961（昭和36）年の「中朝友好協力相互援助条約」のもとで北朝鮮との緊密な関係を維

<sup>21</sup> SIPRI Arms Transfers Databaseによる。

<sup>22</sup> 19（令和元）年9月6日付のロシア軍機関紙「赤星」による。

持してきた。北朝鮮が金正恩体制に移行してからは、中朝の主要指導者の相互往来の頻度が低下してきているとされていたが、習近平国家主席は19（令和元）年6月、中国国家主席として14年ぶりに北朝鮮を訪問し、同主席と金正恩委員長との間で5回目となる首脳会談を行っている。

中国は朝鮮半島問題に関して「3つの堅持」（①朝鮮半島の非核化実現、②朝鮮半島の平和と安定の維持、③対話と協議を通じた問題解決）と呼ばれる基本原則を掲げているとされ、非核化のみならず従来の安定維持や対話も同等に重要との立場を採っていると考えられる。こうした状況のもと、中国は北朝鮮に対する制裁を強化する累次の国連安保理決議に賛成してきた一方、19（令和元）年12月には、ロシアとともに国連安保理の制裁を一部解除する提案などを含む決議案を国連安保理で配布するなどの動きも見せている。

なお、国連安保理決議で禁止されている、洋上での船舶間の物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）に関し、中国側は終始自身の国際義務を真剣に履行しているとしているが、中国籍船舶の関与が指摘されている。

## 6 その他の諸国との関係

### (1) 東南アジア諸国との関係

東南アジア諸国との関係では、引き続き首脳クラスなどの往来が活発である。また、ASEAN + 1（中国）やASEAN + 3（日本、中国及び韓国）、EAS、ASEAN地域フォーラム（ARF）といった多国籍枠組みにも中国は積極的に関与している。さらに、中国は「一帯一路」構想のもと、インフラ整備支援などを通じて各国との二国間関係の発展を図ってきている。

軍事面では、18（平成30）年10月に中国とASEANの実動演習「海上連演2018」が初めて実施されるなど、信頼醸成に向けた動きも見られる。また、最近、当事国は事実関係を否定しているものの、カンボジアにおいて中国軍が活動拠点の確保を試みる動きも報じられている。

フィリピンとの間においては16（平成28）年7月、南シナ海をめぐる中国との紛争に関し、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づく仲裁判断が下され、フィリピンの申立て内容がほぼ認められる結果となった。その後、中国からの巨額の経済支援・圧力などを背景に、フィリピンは仲裁判断への言及を控えているとされていたが、19（令和元）年9月にはフィリピン大統領府報道官が「仲裁判断は現在においても両国間の協議の議題である」旨述べている。また、19（平成31）年4月には、フィリピンは、同国が実効支配する南沙諸島ティトゥ島近くで大量の中国漁船が確認されたことについて、中国政府へ抗議声明を発表した<sup>23</sup>。

ベトナムの間では、17（平成29）年7月及び18（平成30）年3月、外国企業がベトナム政府の許可を得て南シナ海で実施していた石油掘削を、中国の圧力を受け、ベトナム政府が中止させたと報じられている。また、19（令和元）年7月以降は、ベトナムの排他的経済水域内における石油・天然ガス掘削活動をめぐり、中国及びベトナム双方の公船などが対峙する事態が見られたが、同年10月に採掘リグ（「HAKURYU-5」）が撤収した後、双方が対峙する事態は解消された。

インドネシアの間では、従来からインドネシアの排他的経済水域内における中国漁船の操業がたびたび問題となっており、インドネシア側は違法操業と判断される外国漁船を爆破処理するなど断固とした対応を行ってきた。最近では19（令和元）年12月から20（令和2）年1月にかけて、インドネシアのナツナ諸島周辺海域において中国漁船が違法操業したことに対し、インドネシア政府は強く抗議し、中国が主張する「九段線」を認めないと改めて表明した。

なお、中国とASEANは「南シナ海行動規範（COC）」の策定に向けた協議を続けており、18（平成30）年11月、李総理が3年以内の交渉妥結を望む旨表明している。19（令和元）年7月、中国は、中国・ASEAN外相会議において、COCの「単一の交渉草案」の一読が完了したことを発表した。

23 19（平成31）年4月4日付のフィリピン外務省HPによる。

## (2) 中央アジア諸国との関係

中国西部の新疆ウイグル自治区は、中央アジア地域と隣接していることから、中国にとって中央アジア諸国の政治的安定やイスラム過激派によるテロなどの治安情勢は大きな関心事項であり、国境管理の強化、SCOやアフガニスタン情勢安定化などへの関与はこのような関心の表れとみられる。また、資源の供給源や調達手段の多様化などを図るため、中央アジアに強い関心を有しており、中国・中央アジア間に石油や天然ガスのパイプラインを建設するなど、中央アジア諸国とエネルギー分野での協力を進めている。

## (3) 南アジア諸国との関係

中国は、パキスタンと従来から特に密接な関係を有し、首脳級の訪問が活発であるほか、共同訓練、武器輸出や武器技術移転を含む軍事分野での協力も進展しているとみられている。海上輸送路の重要性が増す中、パキスタンがインド洋に面しているという地政学上の特性もあり、中国にとってパキスタンの重要性は高まっていると考えられる。海軍種間の共同捜索・救難訓練や対テロ訓練をはじめ、各種の共同訓練が両国間で行われている。中国が建設を支援している中パ経済回廊は、グワダル港から新疆ウイグル自治区カシュガルまでの地域における電力施設や輸送インフラなどの開発計画として「一帯一路」構想の旗艦プロジェクトと位置づけられている。パキスタンの財務状況の悪化に伴い、同プロジェクトは遅れや撤回が見られるなど難しい局面に差し掛かっているとの指摘もあるが、同プロジェクトの進展は、パキスタンにおける中国の影響力をますます高めるものと考えられる。

中国は、インドとの間でカシミールやアルナーチャル・プラデシュなどの国境未画定地域を抱えている。また、ブータンとの間では、互いにドクラム高原の領有権を主張しており、同高原において、ブータンとインドが密接な関係にあることから、17(平成29)年6月から8月にかけて中印両軍が対峙する事案も発生した。一方、近年中国は、

パキスタンとのバランスに配慮しつつも、インドとの関係改善にも努めているとされ、インドとの関係を戦略的パートナーシップの関係にあるとして積極的な首脳往来を行っている。また、18(平成30)年12月には、ドクラム対峙後中断されていた中印「携手」対テロ共同訓練が再開された。インドとの関係進展の背景には、中印両国における経済成長の重視や米印関係の強化の動きへの対応があるものと考えられる。

近年中国は、スリランカとの関係構築も進めている。15(平成27)年1月の選挙において勝利したシリセーナ大統領は、就任当初、中国資金によるコロンボ港湾都市事業を差し止めたが、16(平成28)年1月にはその再開を表明し、その後、中国との新規開発事業も進展をみせている。17(平成29)年7月には、中国の融資で建設されているハンバントタ港の中国企業への権益貸与が合意された。これらの動きに対しては、いわゆる「債務の罠」であるとの指摘もある。また、中国は、バングラデシュとの間でも、海軍基地のあるチッタゴンにおける港湾開発や、武器輸出などを通じて関係を深めている。

## (4) 欧州諸国との関係

近年、中国にとってEU諸国は、特に経済面において重要なパートナーとなっている。

欧州諸国は、情報通信技術、航空機用エンジン・電子機器、潜水艦の大気非依存型推進システムなどにおいて中国やロシアよりも進んだ軍事技術を保有している。EU諸国は89(平成元)年の天安門事件以来、対中武器禁輸措置を継続してきたが、中国は同措置の解除を求めている<sup>24</sup>。仮にEUによる対中武器禁輸措置が解除された場合、優れた軍事技術が中国に移転されるのみならず、中国からさらに第三国などへ移転される可能性があるなど、インド太平洋地域をはじめとする地域の安全保障環境を大きく変化させる可能性がある。

また、中国は空母「遼寧」の元となった未完成のクズネツォフ級空母「ワリャーグ」をウクライ

24 中国が18(平成30)年12月に発表した対EU政策文書による。

ナから購入しているように、武器調達面でウクライナとの関係が深く、今後のウクライナとの関係も注目される。

近年の中国による台頭は、北大西洋条約機構(NATO)においても注目されている。19(令和元)年12月のNATO首脳会議において採択された「ロンドン宣言」は、中国の台頭が「機会と挑戦の両方」をもたらすとし、同盟として対処する必要性に言及している。また、ストルテンベルグNATO事務総長は同首脳会議後、中国による多数の中距離ミサイル配備に触れた上で、将来の軍備管理に中国を含めることができるかの検討をしている旨述べている。

対中武器禁輸措置に関するEU内の議論や将来の軍備管理に関連するNATOの対中政策を含め、中国と欧州諸国との関係については、引き続き注目する必要がある。

## (5) 中東・アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中南米諸国との関係

中国は従来から、経済面において中東・アフリカ諸国との関係強化に努めており、近年では、軍事面における関係も強化している。首脳クラスのみならず軍高官の往来も活発であるほか、武器輸出や部隊間の交流なども積極的に行われている。また、中国はアフリカにおける国連PKOへ要員を積極的に派遣している。このような動きの背景には、資源の安定供給を確保するねらいのほか、将来的には海外拠点の確保も念頭においているとの見方がある。16(平成28)年12月にはサントメ・プリンシペが、18(平成30)年5月にはブルキナファソが、それぞれ台湾と断交し、中国と国交を回復した。

オーストラリアは中国に対し、経済面では関係重視を継続しつつも、情報通信分野を含む安全保障面では懸念を有しているとみられる。中国企業がオーストラリア北部準州政府との間でダーウィン港にかかるリース契約を締結したことは、安全保障上の議論を生起させている。また、中国は、太平洋島嶼国との関係も強化しており、積極的かつ継続的な経済援助を行っているほか、軍病院船を派遣して医療サービスの提供などを行ってい

る。さらに、パプアニューギニアについては、資源開発などを進めているほか、軍事協力に関する協定を締結している。バヌアツやフィジー、トンガとの間でも、軍事的な関係強化の動きがみられる。このように中国が太平洋島嶼国との関係を強化しつつある中、オーストラリアなどの各国からは、中国によるこれらの動きに対する懸念の表明もみられる。19(令和元)年9月には、ソロモン諸島及びキリバスが台湾と断交し、中国と国交を樹立した。

中南米諸国との関係では、15(平成27)年以降は、中国とラテンアメリカカリブ諸国共同体(CELAC)の閣僚級会議を開催するなど、一層の関係強化に努めている。軍事面においては、軍高官による訪問や武器売却に加え、医療サービス、対テロなどの分野での関係強化がみられるほか、アルゼンチンにおいては宇宙観測施設を運用している。17(平成29)年6月にはパナマが、18(平成30)年5月にはドミニカ共和国が、同年8月にはエルサルバドルがそれぞれ台湾と断交し、中国と国交を樹立した。

## 7 武器の国際的な移転

中国は、13(平成25)年以降、武器輸出総額が輸入総額を上回っており、小型武器、戦車、無人機を含む航空機、艦船などの輸出を拡大している。具体的には、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマーが主要な輸出先とされているほか、アルジェリア、タンザニア、ナイジェリア、スーダンなどのアフリカ諸国や、ベネズエラなどの中南米諸国、イラン、サウジアラビアなどの中東諸国にも武器を輸出しているとされ、最近では欧州諸国の中では初めてセルビアが中国製UAVを導入する見込みである旨報じられている。中国による武器移転については、友好国との間での戦略的な関係の強化や影響力拡大による国際社会における発言力の拡大のほか、資源の獲得にも関係しているとの指摘がある。中国は、国際的な武器輸出管理の枠組みの一部には未参加であり、ミサイル関連技術などの中国からの拡散が指摘されるなどしている。

## 4 台湾の軍事力など

### 1 中国との関係

中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題は内政問題であるとの原則を堅持しており、「一つの中国」の原則が、中台間の議論の前提であり、基礎であるとしている。16（平成28）年に就任した民進党の蔡英文<sup>さいいせいぶん</sup>総統は、「一つの中国」を体現しているとする「92年コンセンサス」について一貫して受け入れていない旨を表明している<sup>25</sup>。これに対して中国は、民進党が「92年コンセンサス」の受け入れを拒否することで一方的に兩岸関係の平和的發展という政治的基礎を破壊しているなどと批判するとともに、「92年コンセンサス」を堅持することは兩岸関係の平和・安定にとって揺るがすことができない基礎であると強調している。なお、中国は、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立を狙う動きに強く反対する立場から、武力行使を放棄していないことをたびたび表明している。05（平成17）年3月に制定された「反国家分裂法」では、『「台独」分裂勢力（「台湾独立」をめざす分裂勢力）がいかなる名目、いかなる方式であれ台湾を中国から切り離す事実をつくり、平和的統一の可能性が完全に失われたとき、国は非平和的方式その他必要な措置を講じて、国家の主権と領土保全を守ることができる』とし、武力行使の不放弃が明文化されている。

習総書記は19（平成31）年1月の「台湾同胞に告げる書」40周年記念大会で、「台湾での『一国二制度』の具体的な実現形式は、台湾の実情を十分に考慮する」などとして5項目の対台湾政策を提起した。これに対し、蔡総統は即日、「一国二制度」を断固受け入れないとする談話を発表し、「公権力を有する機関同士」の対話を呼びかけた。20（令和2）年1月の総統選において過去最多得票で勝利し再選を果たした蔡総統は、記者会見で「今回の選挙結果は台湾人民の価値を代表し、『一国二制度』を拒否するものである」などと発言した。

これに対して中国は、「台湾島内の情勢が如何に変化しようとも世界には一つの中国しかなく、台湾は中国の一部である」という基本的事実は変わることはない」とし、台湾側をけん制している。

蔡総統の一期目就任前後から、国際機関が主催する会議などにおいて、これまで参加していたものを含め、相次いで台湾代表が出席を拒否されたり、台湾に対する招待が見送られたりするなどしている<sup>26</sup>。さらに、19（令和元）年9月にはソロモン諸島及びキリバスが中国と外交関係を樹立したことにより、台湾の国交国は16（平成28）年5月の蔡政権発足当初の22か国から15か国に減少している。台湾当局はこれらを「中国による台湾の国際的空間を圧縮する行為」などとし、強い反発を示している。

尖閣諸島について、中台はそれぞれ独自の主張を展開しているが、台湾は中国との連携については否定的な態度を示している<sup>27</sup>。

### 2 台湾の軍事力

台湾は、蔡総統のもと、「防衛固守、重層抑止」の軍事戦略、「戦力防護、沿海決勝、海岸殲滅」の防衛構想、「情報・通信・電子戦能力の強化」を打ち出している。19（令和元）年9月の蔡政権下で2回目の発表となる国防報告書（2019国防報告書）もこれらを踏襲したほか、台湾はインド太平洋地域における米国の重要な安全保障上のパートナーであると明記した。米国は、台湾関係法に基づき台湾への武器売却を決定してきており、17（平成29）年のトランプ政権発足以降では6回行われている。19（令和元）年には、F-16C/Dブロック70戦闘機66機などを売却する方針を議会に通知しているが、戦闘機の売却は97（平成9）年以来27年ぶりである。18（平成30）年12月に成立した米国の「アジア再保証イニシアティブ法」には、台湾への定期的な武器売却や政府高官の台

<sup>25</sup> 1992年に中台当局が「一つの中国」原則について共通認識に至ったとされるもの。当事者とされる中国共産党と台湾の国民党（当時の台湾与党）の間で「一つの中国」にかかる解釈が異なるとされるほか、台湾の民進党は「92年コンセンサスを受け入れていない」としてきている。

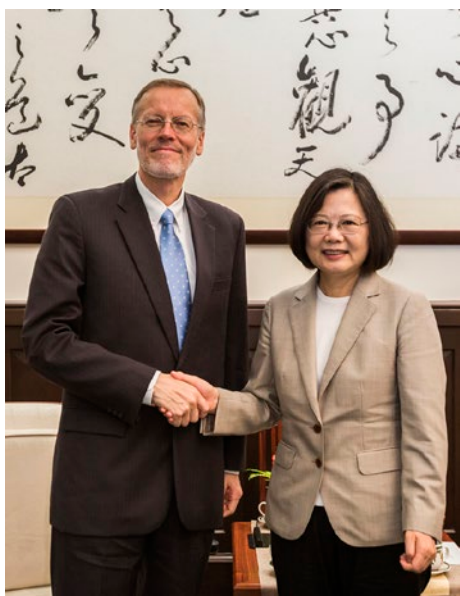
<sup>26</sup> 19（令和元）年9月24日付の台湾外交部HPによる。

<sup>27</sup> 13（平成25）年2月8日付の台湾外交部HPによる。

湾訪問の推進が盛り込まれている。また、20（令和2）年3月に成立した「台湾同盟国際保護強化イニシアティブ法（TAIPEI法）」にも台湾への定期的な武器売却の推進が盛り込まれているほか、同法は、台湾の安全などを脅かす行動をとった国との経済、安全保障及び外交関係の見直しや、台湾の国際機関への加盟などの支援などを米国政府に促している。

米国からの購入のほか、台湾は独自の装備開発も進めており、17（平成29）年3月の「4年ごとの国防見直し（2017QDR）」においても、防衛産業の発展、特に武器・装備の自主生産についての推進姿勢が強調されている。例えば16（平成28）年6月、台湾海軍は、潜水艦を含む主要艦を順次、自主建造に切り替える方針を発表しており、2019国防報告書では2025年までの自主生産潜水艦のプロトタイプを引き渡しを目標に掲げている。

台湾は1951（昭和26）年から徴兵制を採用してきたが、兵士の専門性を高めることなどを目的として志願制への移行が進められ、徴兵による入隊は18（平成30）年末までに終了した。ただし、4か月間の軍事訓練を受ける義務は引き続き維持され、台湾国防部は台湾軍の兵役制度を「志願制・徴兵制の併用」と説明している<sup>28</sup>。



台湾の蔡英文総統と米国在台協会のクリステンセン代表  
【AIT】

台湾軍の勢力は、現在、海軍陸戦隊を含めた陸上戦力が約9万3,000人であり、このほか、有事には陸・海・空軍合わせて約166万人の予備役兵力を投入可能とみられている。海上戦力については、米国から導入されたキッド級駆逐艦のほか、自主建造したステルスコルベット「沱江」などを保有している。航空戦力については、F-16（A/B及びC/D）戦闘機、ミラージュ2000戦闘機、経国戦闘機などを保有している。

### 3 中台軍事バランス

中国が継続的に高い水準で国防費を増加させる一方、2020年度の台湾の国防費は3,512億台湾ドルと約20年間でほぼ横ばいである。2020年度の中国の公表国防費は約1兆2,680億元であり、台湾中央銀行が発表した為替レートで米ドル換算して比較した場合、台湾の約16倍となっている。なお、中国の実際の国防支出は公表国防費よりも大きいことが指摘されており、中台国防費の実際の差はさらに大きい可能性がある。このような中、蔡総統は、国防予算を増額するよう指示している<sup>29</sup>。

2019国防報告書では中国の軍事力について、現時点では「台湾の離島」に対する統合着上陸戦力のみ保有する一方で、第二列島線以西の海・空域での早期警戒能力や台湾海峡周辺の海、空域に対する封鎖作戦遂行能力を既に保有するなど評価するとともに、「中国は台湾海峡での軍事不均衡を激化させており、台湾の国防安全保障に対し

#### コルベット「沱江」

##### 諸元、性能

満載排水量：567トン  
 速力：43ノット（時速約80km）  
 主要兵装：艦対艦ミサイル（最大射程200km）、魚雷



【台湾国防部軍事新聞通信社HP】

##### 概説

台湾が自主建造したコルベット。レーダーに探知されにくいステルス性に優れた設計で、揚陸艦や主力艦艇を打撃する非対称戦力とされる。

<sup>28</sup> 18（平成30）年12月17日付の台湾国防部HPによる。

<sup>29</sup> 19（平成31）年3月31日付の台湾国防部HPによる。



## 解説

## 中台軍事バランスの変化

台湾海峡を東西それぞれから臨む台湾軍と人民解放軍は、従来、優れた技術力などを背景に台湾側が軍事的優位性を有していたとされますが、近年、その軍事バランス構造に転換が生じているとみられます。中国は近年の急速な経済成長を背景に継続的に高い水準で国防費を増加させ、これをベースに、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化してきました。その結果、2000年代から中台間の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に変化し、その差は年々拡大する傾向がみられています。例えば、米国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」（19（令和元）年5月）は、中国側は台湾側を大幅に上回る数量の海空戦力を保有しているほか、台湾の全部又は一部を射程に収めるとみられる750～1,500発の短距離弾道ミサイルをはじめとするミサイル戦力を保有しているとの分析を示しています。

このような状況のなか、台湾も国防費を増加させつつ自衛能力強化の取組を進めていますが、投入可能なリソースにおいて中国側とギャップがあることを認識しているとみられ、「非対称的」な戦闘概念・戦力の整備を行うこととしてきています。このような取組の一環として、攻撃的・防御的な電子戦能力の強化、迅速な機雷敷設・掃海能力の強化、高速ステルス艦艇の整備などが指摘されています。

また、中台軍事関係における重要なアクターである米国は、台湾海峡をめぐる現状を変更するあらゆる一方的な行動に反対するとしてきた上で、1979年に制定した台湾関係法のもと、台湾が十分な自衛能力を維持することを目的にハードウェア（装備品など）・ソフトウェア（訓練など）を提供してきていま



台湾軍のF-16戦闘機（19（令和元）年5月、軍事演習「漢光35号」）  
【AFP=時事】

す。19（令和元）年8月には米国政府がトランプ政権下で5回目となる台湾への武器売却（F-16 C/D Block 70戦闘機など）を議会に通知しました。この売却は米台間の武器売却として最大規模になるとされており、特に戦闘機の売却は1992年以来約27年ぶりとなります。さらに、18（平成30）年12月には、台湾への定期的な武器売却を政府に求める条項を含むアジア再保証イニシアティブ法が成立するなど、米国においては議会を含めて台湾の自衛能力維持への関心が高まっているとみられます。こうした米国の動向は、インド太平洋へのコミットメント強化を示す事例として注目されます。

台湾海峡兩岸において「政治的不一致」が維持されているという点では「現状」が維持されている一方、上述の軍事バランス構造の転換といった台湾海峡情勢の歴史的展開をめぐり、「現状」が既に変化しつつあるとの指摘もあるなか、今後の動向が注目されます。

て重大な脅威」との認識を示した。19（平成31）年3月には中国戦闘機による11（平成23）年以来となる台湾海峡「中間線」を越えた飛行が行われたとされ、20（令和2）年2月にも中国機の「中間線」越え飛行が行われたとされる。

中国軍がミサイル戦力や海・空軍力の拡充を進める中で、台湾軍は、装備の近代化が課題となっている。

中台の軍事力の一般的な特徴については次のよ

うに考えられる。

- ① 陸軍力については、中国が圧倒的な兵力を有しているものの、台湾本島への着上陸侵攻能力は現時点では限定的である。しかし、近年、中国は大型揚陸艦の建造など着上陸侵攻能力を着実に向上させている。
- ② 海・空軍力については、中国が量的に圧倒するのみならず、台湾が優位であった質的な面においても、近年、中国の海・空軍力が急速に強

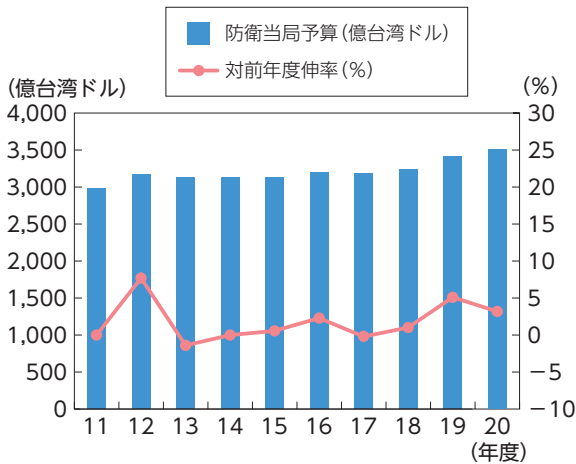
化されている。こうした中で台湾は、ステルスコルベットなどの非対称戦力の整備に注力している。

- ③ ミサイル攻撃力については、台湾は、PAC-2のPAC-3への改修及びPAC-3の新規導入を進めるなど弾道ミサイル防衛を強化している。しかし、中国は台湾を射程に収める短距離弾道ミサイルなどを多数保有しており、台湾には有効な対処手段が乏しいとみられる。軍事能力の比較は、兵力、装備の性能や量だけ

ではなく、想定される軍事作戦の目的や様相、運用態勢、要員の練度、後方支援体制など様々な要素から判断されるべきものであるが、中台の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に変化し、その差は年々拡大する傾向が見られている。今後の中台の軍事力の強化や、米国による台湾への武器売却、台湾による主力装備の自主開発などの動向に注目していく必要がある。

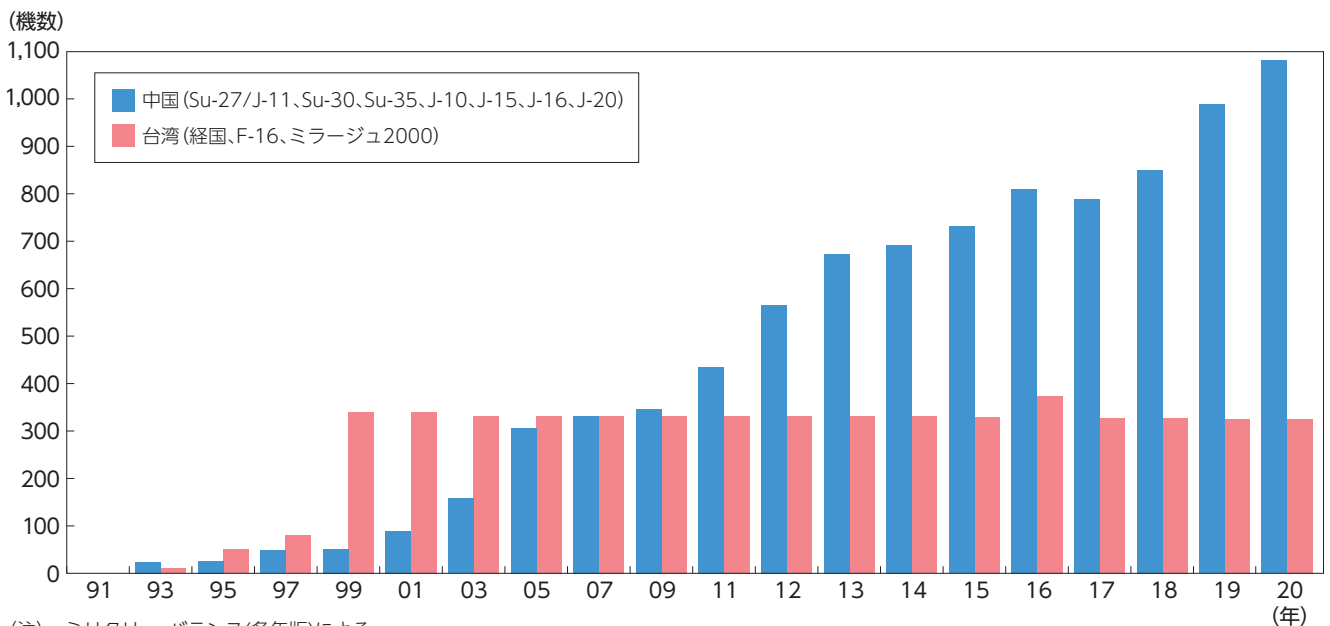
【参照】 図表 I -2-2-16 (台湾の防衛当局予算の推移)  
図表 I -2-2-17 (中台の近代的戦闘機の推移)

図表 I -2-2-16 台湾の防衛当局予算の推移



(注) 台湾行政院主計総処HPIによる

図表 I -2-2-17 中台の近代的戦闘機の推移



(注) ミリタリー・バランス(各年版)による